

損 保

## 第7章

# 責 任 準 備 金

2023年2月改訂

日本アクチュアリー会

このテキストは日本アクチュアリー会資格試験の第2次試験(専門科目)を受験する方のための教材です。

各項目について見識のある方をお願いして執筆いただきました。

受験生がこのテキストから幅広い理論的・実践的知識を取得し、あわせて応用能力を備えることを狙いとしており、テキストの内容自体が日本アクチュアリー会の公式見解を表すものではありません。

しかしながら、できる限り種々の考え方、意見を集約するよう努めており、受験生にとって適切な学習書としての役割を果たすものです。

#### テキスト部会(損保担当委員)

石黒 貴彦(個人会員)

大関 伸幸(あいおいニッセイ同和損害保険)

大友 貴人(三井住友海上火災保険)

片山 亮太郎(三井住友海上火災保険)

桑原 健太(損害保険ジャパン)

星野 吉孝(東京海上日動火災保険)

溝田 裕樹(東京海上日動火災保険)

安田 健造(損害保険ジャパン)

## 第7章 責任準備金

7.1 責任準備金の意義と概念	7-1
7.1.1 責任準備金の意義	7-1
7.1.2 損益計算と責任準備金	7-2
7.2 わが国の責任準備金制度	7-8
7.2.1 責任準備金の根拠規定	7-8
7.2.2 責任準備金の体系	7-11
7.3 普通責任準備金	7-13
7.3.1 保険料積立金	7-13
7.3.2 未経過保険料	7-16
7.3.3 初年度収支残高	7-30
7.4 異常危険準備金	7-35
7.4.1 異常危険準備金の変遷	7-35
7.4.2 異常危険準備金の現状	7-39
7.4.3 異常危険準備金の計算	7-45
7.4.4 自然災害リスクに対応した異常危険準備金の計算	7-52
7.5 危険準備金	7-55
7.5.1 第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金(危険準備金IV)	7-59
7.5.2 予定利率リスクに備える危険準備金(危険準備金II)	7-68
7.6 積立保険固有の責任準備金	7-70
7.6.1 払戻積立金	7-70
7.6.2 契約者配当準備金	7-73
7.7 特殊な保険の責任準備金	7-78

7.7.1 地震保険の危険準備金	7-78
7.7.2 自動車損害賠償責任保険の責任準備金	7-82

## 7.1 責任準備金の意義と概念

### 7.1.1 責任準備金の意義

#### (1) 責任準備金とは

保険契約は契約者から保険料を受け取り、一定期間にわたって役務(補償)の提供を行い、あるいはこれに加えて一定期間後に一定の要件を満たす場合に所定の給付を行う取引である。保険会社は、日々営業を継続している中で、役務の提供を完了していない保険契約を常に多数保有する状態となっている。これらの未経過の保険期間に対しては、たとえ保険事故が発生していなくても、契約を引き受けたことによりすでに保険責任を負っていることから、決算において保険会社の真の財政状態を明らかにするには、未経過の保険期間において保険責任を遂行するために必要な金額を適正に見積もり、負債として認識することが必要である。このような負債を、責任準備金という。

#### (2) 責任準備金の不確実性

保険契約は保険事故という確率事象を対象としているため、保険会社が将来負担すべき金額には不確実性がある。損害保険においては、保険事故の発生確率が異なる様々なリスクを対象としていること、事故発生時の損害額の大きさも偶然に従うものであること、さらに、事故の発生確率や損害額の大きさは種々の要因により変化することなどにより、保険料算出の前提とした期待値どおりの結果とはならない場合がある。

このことは責任準備金の評価において特に重要である。保険会社が未経過の保険期間において支払義務を負う金額は一定の値に近くなることが期待されるが、一方でそれと乖離する可能性もある。損害保険事業を健全に経営するためには、この損害額の期待値だけではなく、そのような乖離が生じた場合

にも支払義務を履行し得る金額、すなわち損害額の不確実性にも対応した金額を、責任準備金として留保しておく必要がある。

このような不確実性のある債務の見積もりは、理論的にも実務的にも困難を伴うものであるが、近年は、会計基準やソルベンシー基準策定の観点から、責任準備金や支払備金等の保険負債の評価方法が国際的な場で議論されている状況にある。現時点で確立した手法は定まっていないが、基本的考え方として、将来のキャッシュ・フロー（保険金、経費等）の期待値に、その期待値が変動する不確実性をリスク・マージンとして付加する方向で検討されている。

## 7.1.2 損益計算と責任準備金

### (1) 損益の認識と責任準備金の関係

未経過の保険責任に対応する将来の保険金等の額（普通責任準備金）の見積もりは、すでに発生した事故に対する保険金（支払備金）や、将来の支払期日の決まっている返戻金（払戻積立金）の見積もりに比べて不確実性が大きくなる。これに対して、保険料には将来の保険金支払い等の見積もり額が包含されていると考え、実際に収受した保険料に基づいた期間損益の計算を通じて責任準備金を算出するアプローチが、伝統的な評価方法として採用されている。

損益計算は一会計期間に実現した収益から、これに対応するすべての費用を控除することによって行われるが、一般に収益の実現とこれに対応する費用の発生との間には時間的なズレがあるのでこれを調整することが必要である。一般の事業においては費用の発生は収益の実現に先行するので、この先行して支出する費用を棚卸資産等に計上することにより費用・収益の対応が図られる。この場合、支出が先行するため資金的には持ち出しの状態となっており、資金繰りが事業遂行の上で重要なポイントとなる。これに対して損害保険事業

は、先に対価たる保険料が収益として認識され、その後に役務提供の結果として保険金などの費用が発生するので、資金繰り上の困難は少ないものの、損益計算においては、収益に対応する費用のうち未発生ものを推定により負債として認識しなければならないという問題を抱えている。しかも、これら未発生費用は確率変数としての不確実性を有しているところに特徴がある。

責任準備金は、このような未発生費用の残高として認識されることとなるので、その認識方法が責任準備金の評価額を規定することになる。根源的には損害保険事業の損益計算における費用あるいは未発生費用の認識方法を明らかにすることが必要となるわけであるが、そのためには、まず損害保険のリスクの構造を明らかにしておくことが重要であろう。

## (2) リスクの構造

損害保険事業は、同質のリスクの保険契約を数多く集めることで大数の法則が働くことにより損害額が一定の期待値に近い値となり、収支が安定することによって成り立つものである。しかしながら、現実には、損害保険事業の収支は必ずしも安定的なものではなく、この収支の変動を克服することが損害保険経営上の重要なテーマとなっている。

損害保険契約において事故率が安定するためには、一定量以上の契約件数が必要となる上、1事故の損害額が不確実な場合、保険金単価が安定するためには多くの事故件数を必要とする。したがって、支払保険金の総額を保険料算出時の期待値の近辺で安定させるためには、大量の契約件数が必要となるが、損害保険で扱うリスクでこうした十分な契約量を持つ分野は少ない。また、多くの損害保険商品は、1つの保険契約において性質の異なるいくつかのリスクを担保しているが、すべてのリスクについて事故頻度、1事故の損害額が同一水準であるわけではないため、損害額の安定性に差が生じることになる。

さらに、巨大リスクや自然災害のように、対象とするリスクが短期間で大数の

法則が機能しないことによって生じる不安定性もある。

また、損害保険で扱うリスクは自然環境や社会環境の変化による影響を受けやすいものであるのに対し、保険料率は一定期間同一のものが適用されるので、担保するリスクを取り巻く環境と保険料率算定の前提との間に乖離が生じると、収支の安定が損なわれることとなる。このような母集団のリスクの構造変化で支払保険金の期待値水準が変動することによる収支の不安定性は、保有する契約量が多いほど大きな影響を受ける点で経営的には重要な問題を有している。

以上の考察より損害保険の収支の変動の要因は、概念的に次の三つに整理される。

- ① 通常の変動による収支の変動
- ② 短期間で大数の法則が機能しないことによる収支の変動
- ③ リスクの構造変化により期待値水準が変動することによる収支の変動

このような問題は、大数の法則が時間を考慮しない理想的な条件で考えられたものであるのに対し、現実への応用においては時間的な広がりが無視しえない影響を与えていることによるものである。

### (3) 責任準備金の概念

責任準備金として認識すべき未発生費用は、概念的にいくつかに分類できる。始めに、未経過の保険期間に対応する費用の期待値としての責任準備金が考えられる。これは責任準備金として広く理解されている概念であり、一般に次のような認識方法によっている。

- ① 収益たる保険料から当該収益に対応する既発生費用を控除した残額を未発生費用として認識する方法(収支残高法)。
- ② 費用は時間の経過に比例して発生するものと考え、未経過期間に対応する収益を未発生費用として認識する方法(未経過保険料法)。



この方法の差は、保険料に含まれる利潤部分を利益として認識する方法の違いにある。すなわち、前者は、収益が実現した会計年度において利益の認識を一切行わず、翌年度以降にこれを持ち越すのに対し、後者は、保険期間の経過に応じて利潤部分が利益として実現するという考え方をとっているものであり、いずれも一定の合理性があるように思われる。ただし、これらの方法による結果が適正となるのは、料率水準が適正でかつ保険事故の発生が期待値通りとなった場合に限られる。料率が適正水準より低い場合、①、②のいずれもが未到来の期間において負担すべき責任に対応する金額としては不十分となるため、会計的には損失の認識を遅らせることとなり、健全な会計基準とはいえない。事実そのような低料率により契約を引き受けた結果、損失が発生するのであるから、未経過の保険責任についても契約を引き受けた会計年度の損失として認識すべきであろう。この場合、実際に収受した保険料とは別に将来の保険責任に必要な金額を見積もる、というアプローチが必要となる。わが国において導入されている標準責任準備金や自然災害に係る責任準備金、さらに、国際会計基準で検討されている保険負債の評価方法などもこのような考え方が反映されている。

ところで、このような方法で認識される責任準備金は、対象としている契約の保険責任が終了した時点において存在理由が消滅するため取り崩されることとなる。しかし、短期間で多数の法則が機能しない場合、特に異常危険やリスクの構造変化などが想定される場合は、個々の契約の保険責任の終了に伴い、責任準備金をすべて取り崩して収益に計上してしまうことは適当でない。

実際、地震、風水雪害などの自然災害に関しては、当該危険負担の対価としての保険料は、各々の契約に公平に賦課され、毎会計期間に継続的に収益として認識されるのに対し、損害の方は特定の会計期間においてのみ発生し、損失として認識される。したがって、一会計期間の収益に対応する発生損害のみを費用として認識したのでは、収益と費用が完全には対応していないこ

ととなる。また、長期の保険契約においてリスクの構造変化があらかじめ保険料率に織り込まれている場合、これは、毎会計期間ごとではなく、その保険料率が使用される期間全体で収支のバランスが取れるように意図されているものである。さらに、料率算定時には予測し得ない基礎確率の変動に対して安全割増を賦課することがあるが、この場合も一会計期間の単純な費用収益の対応では正しい損益計算とならない可能性がある。

すなわち、上記のような短期間で大数の法則が機能しない場合や、長期の保険契約でリスクの構造変化が保険料率に織り込まれている場合等については、収入保険料を当該契約の保険期間に比例的に配分するだけの負債認識では不十分であることから、現行の責任準備制度は、一定この点についても配慮がなされている。

例えば、自然災害において、数十年に1回の割合で発生するリスクに対しては、すでに保険期間が終了した契約に織り込まれていた部分についても、将来の支払いに備えて負債として蓄積する方法が取られている。また、長期の保険契約で被保険者の年齢によって保険事故の発生確率が変化するリスクに対しては、すでに収受した保険料のうち、将来の補償に充当すべき部分を都度再評価して負債として認識している。

以上をまとめると、責任準備金には次のような役割がある。

- ① 未経過責任に対する期待値としての役割
- ② 大数の法則が短期的に機能しないことやリスクの構造変化に対応する役割
- ③ 通常の期待損失額を大きく上回る損害に備えるための役割

このような概念に沿って責任準備金の評価を行おうとする場合、実務への適用においては煩雑な点も少なくない。責任準備金の評価は、保険会社の経営成績および財政状態を把握するために行うものであることから、正確性ととも一定の即時性が求められるため、ある程度の簡便化も必要となる。いずれにし

でも重要な点は、保険責任の遂行に支障を来たすことのないように、責任準備金の水準が全体として適正に維持されることである。

## 7.2 わが国の責任準備金制度

### 7.2.1 責任準備金の根拠規定

#### (1) 保険業法

わが国においては、保険業法第116条に「保険会社は、毎決算期において、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない」と規定されることにより、保険会社に責任準備金の積立てが義務付けられている。

#### 保険業法

##### (責任準備金)

**第116条** 保険会社は、毎決算期において、保険契約に基づく将来における債務の履行に備えるため、責任準備金を積み立てなければならない。

2 長期の保険契約で内閣府令で定めるものに係る責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準については、内閣総理大臣が必要な定めをすることができる。

3 前2項に定めるもののほか、保険契約を再保険に付した場合における当該保険契約に係る責任準備金の積立方法その他責任準備金の積立てに関し必要な事項は、内閣府令で定める。

#### (2) 保険業法施行規則

具体的な責任準備金の種類については、保険業法施行規則に規定されており、第68条に標準責任準備金の対象契約について、続いて、第69条に生命保険会社、第70条に損害保険会社の責任準備金について規定されている。なお、外国損害保険会社等については第149条から第151条に、少額短期保険業者については第211条の46に、それぞれ規定されている。

## 保険業法施行規則

### (損害保険会社の責任準備金)

**第70条** 損害保険会社は、毎決算期において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる金額を責任準備金として積み立てなければならない。ただし、自動車損害賠償保障法第5条(責任保険の契約の締結強制)の自動車損害賠償責任保険の契約及び地震保険に関する法律第2条第2項(定義)に規定する地震保険契約に係る責任準備金(第4項において「自賠責保険契約等に係る責任準備金」という。)の積立てについては、この限りでない。

一 普通責任準備金 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額の合計額。ただし、当該事業年度における収入保険料(第3号の払戻積立金に充てる金額を除く。以下この項において同じ。)の額から、当該事業年度に保険料を収入した保険契約のために支出した保険金、返戻金、支払備金(法第117条第1項の支払備金をいう。以下この章において同じ。)(第72条に規定するまだ支払事由の発生を報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金等を除く。)及び当該事業年度の事業費を控除した金額を下回ってはならない。

イ 保険料積立金 保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した金額(第3号の払戻積立金として積み立てる金額を除く。)

ロ 未経過保険料 収入保険料を基礎として、未経過期間に対応する責任に相当する額として計算した金額(収入保険料以外の金額を基礎とすることが合理的と認められる保険契約の種類として金融庁長官が定めるものにあつては、金融庁長官が別に定めるところにより計算した金額)

二 異常危険準備金 異常災害による損害のてん補に充てるため、収入保険料を基礎として計算した金額(収入保険料以外の金額を基礎とすることが合理的と認められる保険契約の種類として金融庁長官が定めるものにあつては、金融庁長官が別に定めるところにより計算した金額)

二の二 危険準備金 保険契約に基づく将来の債務を確実に履行するため、将来発生が見込まれる危険に備えて計算した金額

三 払戻積立金 保険料又は保険料として収受する金銭を運用することによって得

られる収益の全部又は一部の金額の払戻しを約した保険契約における当該払戻しに充てる金額

四 契約者配当準備金等 第64条第1項の契約者配当準備金の額及びこれに準ずるもの

(以下省略)

責任準備金の金額は、「保険料及び責任準備金の算出方法書」(以下、算方書という。)に記載された方法、および「金融庁長官が定めるところ」(告示)により計算する。(施行規則第70条第4項、第6項)

また、保険契約を再保険に付した場合は、その部分に相当する責任準備金を積み立てないことができる。(施行規則第71条)

### (3) 告示

それぞれの責任準備金については、算方書の他、具体的な算式や基準値が告示に規定されているものがある。例えば、標準責任準備金の積立方式および計算基礎率は平成8年大蔵省告示第48号に、初年度収支残計算、自然災害リスク対応のための未経過保険料および異常危険準備金については平成10年大蔵省告示第232号に、危険準備金については平成10年大蔵省告示第231号に規定されている。また、少額短期保険業者の責任準備金については、別に告示されている。

### (4) その他の法令

自動車損害賠償責任保険および地震保険の責任準備金の積立については、それぞれ「自動車損害賠償保障法」、「地震保険に関する法律」を根拠としている。

### (5) 保険会社向けの総合的な監督指針

わが国の金融庁は、所管する各業態別に、金融当局の監督に関する基本

的な考え方、監督上の評価項目、事務処理上の留意点について体系的に整理した「総合的な監督指針」を策定・公表している。このうち「保険会社向けの総合的な監督指針」は、従来の「事務ガイドライン」に代わって平成17年8月に策定されたものである。この中で、責任準備金の積立てに関しては、「Ⅱ-2-1 責任準備金等の積立の適切性」に記載された事項が、関係法令では規定されていない実務的な取扱い方法についての考え方の拠り所となっている。

## 7.2.2 責任準備金の体系

責任準備金の積立方法は保険種類ごとに算方書により定められている。損害保険において扱うリスクには種々のものがあり、また契約方式も様々であるが、これを、責任準備金の種類別に分類すると次のようになる。

- ① 普通責任準備金
- ② 異常危険準備金
- ③ 危険準備金
- ④ 払戻積立金
- ⑤ 契約者配当準備金
- ⑥ 地震保険の危険準備金
- ⑦ 自動車損害賠償責任保険の責任準備金

また、これらの責任準備金を機能的に分類すると次のようになる。

### a. 危険負担に係る責任準備金

ア. 未経過責任に対する期待値としての責任準備金

普通責任準備金

イ. 大数の法則が短期的に機能しないことやリスクの構造変化に対応する責任準備金

異常危険準備金、危険準備金、地震保険の危険準備金

ウ. 通常の期待損失額を大きく上回る損害に備える責任準備金  
異常危険準備金

なお、一つの責任準備金が複数の機能を有している場合もある。

b. 自動車損害賠償責任保険の責任準備金

一義的には危険負担に係るものであるが、会計上ノーロス・ノープロフィットを原則としており、一般の保険とはかなり異質な面を持っているので、ここでは区分している。

c. 一定期日において履行すべき責任に対する責任準備金

払戻積立金、契約者配当準備金

そのほか、責任準備金は算方書において、残高が規定されているものと、積立額(繰入額)、取崩額(戻入額)が規定されているものとに分けられる。

残高が規定されているものとしては、普通責任準備金、払戻積立金、自動車損害賠償責任保険の義務積立金があり、それ以外の責任準備金については積立額、取崩額が規定されている。

残高のみが規定されているものについては、決算処理において前期末の残高を全額戻し入れ、当期要積立額を繰り入れるという処理を行っており、これを洗替処理という。一方、繰入額、戻入額が規定されている場合は、戻入れ、繰入れの結果として当期末の残高が決定される。



## 7.3 普通責任準備金

普通責任準備金は、保険業法施行規則第70条第1項第1号の規定により、地震保険と自賠責保険を除くすべての保険種類について「保険料積立金と未経過保険料の合計額」と「初年度収支残高」のいずれか大なる方を積み立てることとされている。これは概念上は未経過責任に対する期待値としての責任準備金として位置づけられるものといえる。

なお、保険料積立金と未経過保険料はそれぞれ独立の概念として存在するものではなく、事業年度末において責任準備金を評価するに際して便宜上この二つの要素に区分するものであり、両者をあわせて評価して初めて意味を持つものである。

### 7.3.1 保険料積立金

#### (1) 保険料積立金

保険料積立金は、保険業法施行規則第70条に「保険契約に基づく将来の債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した金額」と規定されている。ただし、保険会社向けの総合的な監督指針により、いわゆる第三分野以外の損害保険契約は「当分の間未経過保険料として区分される保険契約」とされているため、保険料積立金を積み立てる対象となる種目は、がん保険、医療保険、介護保険等、長期の人保険が中心となる。

実務上の計算は、保険料積立金は前保険年度末と当保険年度末の保険料積立金を直線補間し、未経過保険料は払込別（一時払を除く）ごとに各1回分の保険料の未経過期間分としている。

保険会社向けの総合的な監督指針

Ⅱ-2-1-4 経理処理

#### (4) 保険料積立金

以下の①又は②に該当する保険契約又はその部分に係る責任準備金の計算にあたっては、当分の間、規則第69条第1項第1号、第70条第1項第1号イ、第150条第1項第1号及び第151条第1項第1号イに規定する「保険料積立金」には区分せず、規則第69条第1項第2号、第70条第1項第1号ロ、第150条第1項第2号及び第151条第1項第1号ロに規定する未経過保険料として区分するものとする。

- ① 平準的に収入する保険料を基準に残存期間に依存する係数を乗じて得られる金額を責任準備金として積み立てる保険契約で、契約消滅時に同様の方法で計算される金額を払い戻す保険契約
- ② 法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約(法第3条第5項第2号及び第3号に掲げる保険との組み合わせによる保険契約で保険料を区分できないものを除く。)

#### (2) 標準責任準備金

標準責任準備金は、保険会社の健全性を高め支払能力を確保する観点から、金融庁長官が責任準備金の積立方法および計算の基礎となるべき係数の水準を定めることができるとした制度で、損害保険会社においては平成13年7月1日から導入されている。

具体的な内容は平成8年大蔵省告示第48号に規定されており、次の金額の大きい方を標準責任準備金とする。

- ・ 積立方式は平準純保険料式、日本アクチュアリー会が作成し金融庁長官が検証した予定死亡率、国債金利等に基づき算出した予定利率<sup>1</sup>で計算したもの。

---

<sup>1</sup> 予定利率は告示に見直しの規定がある。告示では、邦貨建契約と外貨建(米国通貨・豪州通貨)契約それぞれを「第1号保険契約(例:一時払終身保険)」、「第2号保険契約(例:一時払養老保険)」、「その他の保険契約」の3つに区分し、区分毎に予定利率の算定方法を規定している。損害保険商品が一般的に該当する邦貨建の「その他の保険契約」の予定利率は、令和4年8月末時点で0.25%となっている。

- ・ 契約者価額(算方書に記載している「返戻金の額その他の被保険者のために積み立てるべき額を基礎として計算した金額」)<sup>2</sup>

標準責任準備金の対象となる保険契約は、保険業法施行規則第68条第2項および第3項に定められており、以下の各項目に該当しない保険契約となっている。

- ・ 変額保険(全部または保険金等の額を最低保証していない契約)
- ・ 払戻積立金を積み立てない保険契約、保険料積立金を計算しない保険契約
- ・ 責任準備金および保険料の計算の基礎となる予定利率を変更できる旨を保険約款に規定している契約
- ・ その他金融庁長官が定める保険契約

ここでいう「その他金融庁長官が定める保険契約」については、平成13年金融庁告示第24号に次のとおり定められている。

- ・ 保険業法第3条第5項第1号に掲げる保険に係る保険契約(第三分野以外の損害保険契約)
- ・ 保険期間が1年以下の保険契約(積立保険については、保険期間が10年以下の保険契約(ただし、保険料積立金に係る部分を除く。))
- ・ 外貨建(米国通貨及び豪州通貨は除く)で保険金、返戻金その他給付金(以下、保険金等)の額を表示する保険契約
- ・ 邦貨建で保険金等の額を表示する保険契約のうち、予定利率変動型保険契約<sup>3</sup>であって、基礎書類において標準責任準備金を積み立てること

---

<sup>2</sup> 契約者価額の定義は保険業法施行規則第10条第3号に定められており、具体的には解約返戻金や保険法第51条に規定する免責事項に該当した場合に契約者に払い戻す金額等が該当することになるとされている。

<sup>3</sup> 保険約款に基づき、区分した保険期間ごとに保険料の計算の基礎となる予定利率を保証する保険契約をいう。

が適当でない旨を記載した保険契約

### 7.3.2 未経過保険料

#### (1) 未経過保険料の考え方

未経過保険料は、保険業法施行規則第70条第1項に「収入保険料を基礎として、未経過期間に対応する責任に相当する額として計算した金額」と規定されているもので、当該会計年度およびそれ以前に収益として認識した保険料のうち、翌期以降の保険期間に対応する部分の保険料をいう。これは、保険料率は大数の法則が機能するものとして定められていることから、料率水準が適正であるという前提をおけば、未経過期間における危険負担の費用(期待値)は未経過保険料に一致するという考え方によるものである。

未経過保険料は、保険料に未経過割合(未経過保険期間/保険期間)を乗じたものであり、本来は契約1件ごとに算出するものであるが、計算量が膨大なものとなること、データ・ファイルの制約上、常に1件ごとに算出可能とは限らないことなどにより、一般的にはあまり用いられない。むしろ保険契約は日々締結されており、始期が均等に分布しているものと考えられることから、一般には、これを前提とした近似計算法が用いられている。すなわち、未経過保険料の算出方法には次のようなものがある。

- 1/12法 (保険期間の始期がすべて月末にあると考える方法)
- 1/24法 (保険期間の始期がすべて月央にあると考える方法)
- 1/2法 (保険期間の始期がすべて年度中央にあると考える方法)
- 1/365法 (実際の保険期間および始期により算出する方法)

なお、1/2法では保険料は年度単位で把握すればよいのに対し、1/12法および1/24法においては月別に把握する必要がある。また、保険料集計の基準として計上保険料と有効保険料(premium in force)がある。

有効保険料は決算日現在の有効契約に関する保険料であり、始期日により月別に集計される。したがって契約が日々均等に分布しているという前提のもとでは、有効保険料をとる場合は1/24法がより実態に近い値が求められる。

一方、計上保険料を採る場合は、保険契約が始期日以前に締結されそれと同時に保険料が収受されることなどから、計上月が始期月に先行することも考えられる。この場合は、1/24法よりも1/12法の方が実態に近い値となる。

また、保険業法施行規則第70条第1項の「収入保険料以外の金額を基礎とすることが合理的と認められる保険契約の種類として金融庁長官が定めるものにあつては、金融庁長官が別に定めるところにより計算した金額」とあるのは、火災保険に係る自然災害リスク対応のための未経過保険料であり、平成17年度から導入されている。(後記(3)参照)

## (2) 収入保険料を基礎とした未経過保険料(一部保険料積立金)

### a. 一括払契約の規定

一括払契約の未経過保険料の計算方法は各保険会社の算方書の規定に従うが、その考え方はおおむね次のとおりである。

ア. 保険契約を長期契約、1年契約および短期契約に分類する。

イ. 上記保険期間別の分類に従い、次の算式により計算した金額の合計額を未経過保険料とする。

$$R = P \times \frac{(N - M)}{N}$$

$R$ は、 $P$ に対する未経過保険料とする。 $P$ は、長期契約については各保険契約ごとの収入保険料(他の保険者に支払った再保険料を控除する)とし、1か年以内契約については保険期間別の分類ごとに当該事業年度における収入保険料をその収入月別に集計した各月の収入保険料(他の保険者に支払った再保険料を控除する)とする。

$N$ は、保険期間の月数とする。 $M$ は、保険料を収入した月の翌月から当該事業年度末の月数とする。

たとえば1年契約の収入月別未経過保険料は次のとおりとなる。

収 入 月	4	5	6	7	8	9
保 険 料	$P_4$	$P_5$	$P_6$	$P_7$	$P_8$	$P_9$
未経過保険料	$\frac{1}{12}P_4$	$\frac{2}{12}P_5$	$\frac{3}{12}P_6$	$\frac{4}{12}P_7$	$\frac{5}{12}P_8$	$\frac{6}{12}P_9$

収 入 月	10	11	12	1	2	3
保 険 料	$P_{10}$	$P_{11}$	$P_{12}$	$P_1$	$P_2$	$P_3$
未経過保険料	$\frac{7}{12}P_{10}$	$\frac{8}{12}P_{11}$	$\frac{9}{12}P_{12}$	$\frac{10}{12}P_1$	$\frac{11}{12}P_2$	$\frac{12}{12}P_3$

なお、長期契約については、上式によらず、予定利率の要素を加味した算式としている場合がある。

#### b. 分割払契約の規定

分割払契約に係る保険料については払込期日の到来したものについて収益計上を行っているため、未経過保険料の算出方法も一括払とは異なったものとなっている。

分割払契約の未経過保険料は、基本的にはその(全保険期間の保険料に対する)既経過保険料割合が、一括払の既経過保険料割合と一致するように既経過保険料を求め、すでに計上済の保険料から控除することによって算出するという考え方に立っている。

具体的には、当該事業年度における収入保険料をその収入月別、払込方式別に集計した各月の収入保険料(他の保険者に支払った再保険料を控除する)にそれぞれ表7-1の割合(係数)を乗じて得た金額の合計額を未経過保険料とする。

表7-1 分割払契約未経過割合係数表

① 払込時期と保険料単価

払込方法		払込時期											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
2回	順月	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	均等	$\frac{1}{2}$	0	0	0	0	0	$\frac{1}{2}$	0	0	0	0	0
4回	順月	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$	$\frac{1}{4}$	0	0	0	0	0	0	0	0
6回	A	$\frac{1}{6}$	$\frac{1}{6}$	$\frac{1}{6}$	$\frac{1}{6}$	$\frac{1}{6}$	$\frac{1}{6}$	0	0	0	0	0	0
	B	$\frac{1}{6}$	0	$\frac{1}{6}$	$\frac{1}{6}$	$\frac{1}{6}$	$\frac{1}{6}$	$\frac{1}{6}$	0	0	0	0	0
8回	順月	$\frac{1}{8}$	$\frac{1}{8}$	$\frac{1}{8}$	$\frac{1}{8}$	$\frac{1}{8}$	$\frac{1}{8}$	$\frac{1}{8}$	$\frac{1}{8}$	0	0	0	0
10回	順月	$\frac{1}{10}$	$\frac{1}{10}$	$\frac{1}{10}$	$\frac{1}{10}$	$\frac{1}{10}$	$\frac{1}{10}$	$\frac{1}{10}$	$\frac{1}{10}$	$\frac{1}{10}$	$\frac{1}{10}$	0	0
12回	10回払	$\frac{3}{12}$	0	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	0
	11回払A	$\frac{2}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	0
	B	$\frac{2}{12}$	0	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$
	12回払	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$	$\frac{1}{12}$

② 未経過割合係数

払込方法		保険料収入月											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
2回	順月	0	$\frac{1}{6}$	$\frac{1}{6}$	$\frac{2}{6}$	$\frac{2}{6}$	$\frac{3}{6}$	$\frac{3}{6}$	$\frac{4}{6}$	$\frac{4}{6}$	$\frac{5}{6}$	$\frac{5}{6}$	$\frac{6}{6}$
	均等	0	0	0	0	0	0	$\frac{1}{6}$	$\frac{2}{6}$	$\frac{3}{6}$	$\frac{4}{6}$	$\frac{5}{6}$	$\frac{6}{6}$
4回	順月	0	0	0	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{3}$	$\frac{1}{3}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{3}{3}$
6回	A	0	0	0	0	0	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	$\frac{2}{2}$
	B	0	0	0	0	0	0	$\frac{5}{12}$	$\frac{5}{12}$	$\frac{5}{12}$	$\frac{5}{12}$	$\frac{6}{12}$	$\frac{12}{12}$
8回	順月	0	0	0	0	0	0	0	$\frac{2}{6}$	$\frac{3}{6}$	$\frac{3}{6}$	$\frac{4}{6}$	$\frac{6}{6}$
10回	順月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	$\frac{1}{3}$	$\frac{2}{3}$	$\frac{3}{3}$
12回	10回払	0	0	0	0	0	0	0	0	0	$\frac{1}{12}$	$\frac{11}{12}$	$\frac{12}{12}$
	11回払A	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	$\frac{11}{12}$	$\frac{12}{12}$
	B	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	$\frac{1}{12}$	$\frac{12}{12}$
	12回払	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	$\frac{12}{12}$

③ 未経過割合係数の考え方（12分割11回A(1回当り支払額1)の例）

（●は既経過保険料、○は未経過保険料を表す）

収入月 契約月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	既経過	未経過	
		前 年 度	7	●	●											
8	●		●	●												
9	●		●	●	●											
10	●		●	●	●	●										
11	●		●	●	●	●	●									
12	●		●	●	●	●	●	●								
1	●		●	●	●	●	●	●	●							
2	●		●	●	●	●	●	●	●	●						
3	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●					
当 年 度	4		● ●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○		11	1
	5			● ●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	10	2
	6				● ●	●	●	●	●	●	●	●	○	○	9	2
	7				● ●	●	●	●	●	●	●	○	○	8	2	
	8					● ●	●	●	●	●	●	○	○	7	2	
	9						● ●	●	●	●	●	○	○	6	2	
	10							● ●	●	●	●	○	○	5	2	
	11								● ●	●	●	○	○	4	2	
	12									● ●	●	○	○	3	2	
	1										● ●	○	○	2	2	
	2											● ○	○	1	2	
	3												○ ○	0	2	
合計												$\frac{11}{12}$ $\frac{12}{12}$	66	23		

未経過割合係数  $\frac{11}{12}$   $\frac{12}{12}$



### c. 積立保険の規定

積立保険は、長期契約であること、契約の管理が金利計算を前提としたものになっていること等から、未経過保険料の算出方法も一般の保険とは異なったものになっている。なお、保険期間が10年超の契約等は標準責任準備金積立の対象となる。

保険料集計は、保険期間にわたって繰り延べるべき危険保険料と契約維持費（積立型基本特約部分の保険料については契約維持費のみ）について有効契約ベースで行われる。

未経過割合の計算は、一年当たりの危険保険料と契約維持費にそれに乗ずるので、回払契約では一年当たりの払込回数により、また、一時払契約では年央を前提とした未経過年数により計算される。

具体的には次のとおりである。

#### ① 年払、半年払、月払（団体扱を含む）の場合

$$\frac{1}{2\theta} \cdot (p + \beta)$$

ただし、

$\theta$  = 一年当たりの払込回数

$p$  = 一年当たりの危険保険料

$\beta$  = 一年当たりの契約維持費

#### ② 一時払の場合

$$\left( \frac{1}{2} + v^{1/2} \frac{1 - v^{n-t}}{1 - v} \right) \cdot (p + \beta')$$

ただし、

$$v = \frac{1}{1+i}$$

$i$  = 予定利率

$n$  = 保険期間

$t =$  経過年数(端数月は切り上げ)

$\beta' =$  一年当たりの契約維持費(一時払)

#### d. 介護費用保険の規定

介護費用保険は、被保険者が要介護状態になったときに、医療費用・介護施設費用等を支払う保険であり、その数理的基礎に生命表が用いられている。また、平成13年7月以降は保険料積立金および未経過保険料の計算を行っているため、標準責任準備金を積み立てなければならない。

保険料積立金および未経過保険料の合計額の概要は、将来の支払額の現価から収入額の現価を控除したものに、契約維持費や利益のうち将来に繰り延べるべきものを加え、初年度経費で未償却のものを控除したものとなっており、有効契約(失効して復活可能な契約を含む)ベースで健康者について積み立てる。

#### e. その他のもの

上記のほかに、算方書の中には、その保険の特殊性により、別途未経過保険料の計算方法を定めているものがある。具体的には、長期保険の一括払契約で長期特約保険料を適用している契約、住宅ローン保証保険などである。

また、期間保険以外の船舶保険中の航海保険、貨物保険については、国内航路と外国航路とに区分してそれぞれ当該事業年度末2ヵ月および3ヵ月の計上保険料を未経過保険料とし、運送保険については、当該事業年度末2ヵ月の計上保険料を未経過保険料としている。

### (3) 自然災害リスクに対応した未経過保険料

#### a. 自然災害リスクに対応した普通責任準備金の概要と規定

近年、自然災害に係る保険金の支払が世界的に増加傾向にある一方で、わが国では、自然災害を担保する商品が拡大傾向にあり、また、自然災害リスクを担保する保険の保険期間の長期化も顕著になってきている。このような状況

を踏まえ、大規模自然災害に係る責任準備金の積立が平成17年度から導入されることとなった。この責任準備金には、普通責任準備金と異常危険準備金とがあり、後者については該当箇所の説明する。

内容については、平成10年大蔵省告示第232号第1条の2に規定されている。また、保険会社向けの総合的な監督指針Ⅱ-2-1-4に、計算に当たっての留意事項がある。対象となる種目は火災保険であり、以下の算式に従って計算を行う。

$$\text{現行の未経過保険料} \times \max((R+E) / P, 1)$$

R: 大規模自然災害ファンド

E: 大規模自然災害ファンド以外の既経過保険料の額

P: 収入保険料を基礎として計算した当該事業年度に対応する保険料の額

#### 平成10年 大蔵省告示第232号

##### (普通責任準備金)

(中略)

**第1条の2** 損害保険会社等(損害保険会社、保険業法(平成7年法律第105号。以下「法」という。)第2条第9項に規定する外国損害保険会社等(以下「外国損害保険会社等」という。)及び法第219条第1項に規定する引受社員(以下「引受社員」という。)であつて同条第5項に規定する特定損害保険業免許を受けた者をいう。以下同じ。)にあつては、規則第70条第1項第1号ロ又は第151条第1項第1号ロに定める「収入保険料以外の金額を基礎とすることが合理的と認められる保険契約の種類」は火災保険とし、その未経過保険料は、次の算式により計算した値(当該値が1を下回る場合には1とする。)を収入保険料を基礎として計算した未経過期間に対応する責任に相当する額に乗じることにより計算する。

$$(R+E) / P$$

この算式において、R、E及びPは、それぞれ次の数値を表すものとする。

R 大規模自然災害リスクに対応する保険料の額として、一定の要件を満たすリスクモデルにより合理的に推計した当該事業年度の支払保険金の期待値(以下

「大規模自然災害ファンド」という。）

E 大規模自然災害ファンド以外の既経過保険料の額

P 収入保険料を基礎として計算した当該事業年度に対応する保険料の額

(注)1 大規模自然災害リスクは、風災、水災、地震の別に、推定支払保険金と当該事業年度において当該推定支払保険金を超過する災害が発生する確率(以下「超過確率」という。)との関係を表す曲線(以下「リスクカーブ」という。)において、超過確率が一定のパーセンタイル値(3.3パーセント点、再現期間30年)に対応する災害を超える規模の災害が発生するリスクをいう。

2 大規模自然災害ファンドの計算は、以下の要件を満たす工学的事故発生モデル(工学的事故発生モデルがない場合は、理論分布的事故発生モデル)により、保険の目的の属性、保険金支払条件別に、合理的に推計しうる数のデータを用いて推計する。

一 工学的事故発生モデル

イ 想定される全ての保険事故について、発生場所、強度等が工学的な理論に基づいて確率論的に評価されていること。

ロ 保険事故により発生する現象が工学的な理論に基づいて評価されていること。

ハ 保険事故により発生する現象と、保険の目的について構造、用途等の属性を考慮した上で評価されたぜい弱性との関係が工学的な理論に基づいて評価されていること。

ニ 保険金の支払条件が考慮されていること。

二 理論分布的事故発生モデル

イ 過去の実績として同一の条件で長期間にわたり観測されたデータが使用されていること。

ロ 過去の実績として使用するデータは、物価水準、担保内容、リスクの集積状況等について適切な補正を加え現在時点に修正されたものであること。

ハ 保険事故により発生する現象と、保険の目的について構造、用途等の属性を考慮した上で評価されたぜい弱性との関係が考慮されていること。

ニ 保険金の支払条件が考慮されていること。

ホ 未発生の巨大リスクについて、工学的な手法その他適切な方法で評価されていること。

## 保険会社向けの総合的な監督指針

### Ⅱ-2-1-4 経理処理

#### (14)大規模自然災害ファンドの計算

平成10年6月8日大蔵省告示第232号第1条の2に規定する大規模自然災害ファンドの計算にあたって留意すべき事項は以下のとおりとすること。

- ① 損害保険料率算出機構が元受契約に係る大規模自然災害リスクに対応するリスクカーブを算出するモデル(以下、「大規模自然災害モデル」という。)を用いる等合理的なリスクモデルを用いて計算されていること。
- ② 再保険に付した部分を控除するにあたっては、リスクの実態に応じて、例えば、以下のいずれかに該当するような合理的な手法により計算されていること。その際、再保険に付した部分の中に保険引受リスクの移転を伴わない部分がある場合は、実質的な再保険回収効果に対応した控除額としていること。

ア. 大規模自然災害モデルのリスクカーブに再保険効果を反映させて、推定正味支払保険金に対応するリスクカーブを算出し、これを用いて大規模自然災害ファンドの計算を行う。

イ. 出再保険料を基礎として再保険に付した部分の割合を計算し、これを控除する。

#### (15)大規模自然災害リスクに対応する未経過保険料等の計算

平成10年6月8日大蔵省告示第232号(以下、(15)において「告示」という。)第1条の2に規定する未経過保険料及び第2条に規定する異常危険準備金の計算にあたって留意すべき事項は以下のとおり。

- ① 告示第1条の2及び第2条第2項に規定する火災保険には、火災相互保険、建物更新保険、満期戻長期保険が含まれること。
- ② 計算にあたり必要となる計算単位の細分化又は集約化が合理的なものとなっていること。
- ③ 告示第1条の2に規定する収入保険料が予定利率により割引かれている場合は、下式により計算した予定利息相当額を加えて当該事業年度に対応する保険料

を計算していること。

予定利息相当額

= 予定利息相当額加算前の未経過保険料×予定利率／(1+予定利率)

- ④ 告示第1条の2に規定する大規模自然災害ファンド以外の既経過保険料の額は、過去の発生保険金実績(告示第1条の2に規定する大規模自然災害リスクに係る発生保険金を除く。)と事業費実績を基礎として、合理的に計算した金額となっていること(計算期間が短いため、一時的に事業費又は発生保険金の額が高いと認められる場合等において、他の合理的な方法により計算する場合を除く。)。また、当該金額は、収入保険料を基礎として計算した当該事業年度に対応する保険料の額以下となっていること。

## b. 自然災害リスクに対応した未経過保険料の計算

自然災害リスクに対応した未経過保険料に係る規定等は前述のとおりであり、各社の実態に合った合理的な方法を採用して計算することになる。ここでは、その一例を紹介する。

### ① 計算単位(ユニット)

前述の計算式(現行の未経過保険料× $\max((R+E)/P, 1)$ )は国内海外を含めた会社トータルベースの責任準備金であるが、これは、自社のポートフォリオのリスク特性に応じ、各社の判断で、たとえば、元受・受再別、国内・海外別等の地域別、保険期間の長短別、などに細分化してユニットごとに計算することが考えられる。また、火災保険は、普通火災、月掛火災、積立火災に区分されるが、当該区分についても、前述のユニットと同様に扱うことが考えられる。

### ② ユニットの重要性の判断

前述のとおり、ユニットを細分化してユニットごとに計算する場合、各ユニットの規模および保有する自然災害リスクの内容の特性等に照らし、ユニットの重要性の有無について判断する。

ユニットの中には、重要性がないと判断できるユニットが存在し、これらは、一定の要件を満たすリスクモデルを作ることが非常に難しい場合がある。そのため、重要性がないと判断できるユニットの係数(責任準備金不足額の割合)は、原則として、他の主な部分の係数(通常は国内元受の係数になると思われる)を準用して計算することが考えられる。ただし、そのユニットに係るリスクが、主たるユニットのリスクモデルとの相関も考慮した上での対比において無視しうる水準であることを積極的に論証できる場合には、責任準備金不足額はないものとして計算することも考えられる。

### ③ 大規模自然災害ファンドの計算

大規模自然災害ファンドについては、各社のリスク実態に合わせて出再保険控除を行う。たとえば、以下のような方法が考えられる。

- 出再保険料をベースに出再割合を算出し、これを控除する。ただし、超過損害額再保険などの集積リスクに対応する非比例再保険については、比例再保険および契約ベースの非比例再保険(任再)の計算を行った後に出再保険料を控除するといった修正を行って適正な控除を行う方法。
- 元受大規模自然災害ファンドに係るリスクカーブにおける各元受損害額に対して、比例再保険の平均出再率等から比例再保険および契約ベースの非比例再保険(任再)の控除後の金額を算出し、このそれぞれについてイベントベースの超過損害額再保険などの各社の再保険スキームを反映することによって、正味損害額のリスクカーブを求める方法。

どのような方法を採用する場合でも、通常の再保険会計の取扱いに従って計算する。

### ④ 大規模自然災害ファンド以外の既経過保険料の計算

大規模自然災害ファンド以外の既経過保険料は、発生保険金実績の金額と事業費実績の金額の合計とすることが考えられる。

ア. 発生保険金実績の計算

(i) 発生保険金実績の計算

発生保険金実績は、適切な観測期間における発生損害率の平均値を用いて以下のように計算することが考えられる。なお、適切な観測期間は、現在の商品内容と大きく異なる商品の過去データを用いることは適当ではないと考えられ、3～10年程度の中から合理的に決定する。

発生保険金実績

＝当該事業年度に対応する保険料の額(\*1) × 平均発生損害率(\*2)

(\*1) 下記の⑤の金額

(\*2) 下記(ii)を参照

(ii) 発生損害率の計算

発生損害率は、以下のように計算する。

該当年度の発生損害率

$$= \frac{\text{該当年度の支払保険金} + \text{該当年度の支払備金積増額}(*1)}{\text{該当年度に対応する保険料の額}(*4)}$$

(\*1) 支払備金にはIBNRを含む。

(\*2) 発生損害率は、再保険控除後のベースとする。

(\*3) 支払保険金・支払備金積増額は、大規模自然災害リスクに係るものを除く。

(\*4) 当該年度における以下の⑤の金額。

(\*5) 特殊要因により一時的に高いと認められる場合等においては、当該一時的な要素を除外して計算するなど他の合理的な方法により計算することも考えられる。

(iii) 大規模自然災害リスクに係る発生保険金

発生保険金が大規模自然災害リスクに係るものかどうかの判定は、各社毎に対象となる1災害の発生保険金総額が、リスクカーブに照らして大規模自然災害に該当する損害額を超えるものかどうかで行う。



## イ. 事業費実績の計算

事業費実績は、「当該事業年度の事業費実績」とする。また、特殊要因により一時的に高いと認められる場合等においては、当該一時的な要素を除外して計算するなど他の合理的な方法により計算することが考えられる。

## ウ. 大規模自然災害ファンド以外の既経過保険料の上限

本責任準備金制度は、大規模自然災害リスクに対応するあるべき責任準備金を計算する制度であり、大規模自然災害以外の要因で係数が1を超えた場合に責任準備金を追加で積み立てることは、本制度の想定範囲を越えるものである。こうした趣旨から、大規模自然災害ファンド以外の既経過保険料の額は、以下の⑤「当該事業年度に対応する保険料の額」を上回らないものとする。

### ⑤ 当該事業年度に対応する保険料の額

#### ア. 当該事業年度に対応する保険料の額の計算

当該事業年度に対応する保険料の額は、当該事業年度の既経過保険料であり、以下のように計算する。

当該事業年度に対応する保険料の額

$$= \text{再保険控除後の収入保険料} - \text{未経過保険料積増額} \\ + \text{予定利息相当額} (*)$$

(\*) 予定利息相当額は、収入保険料が予定利率により割引かれている場合のみ、以下のイ. に従い計算する。

#### イ. 予定利息相当額の計算

予定利息相当額は、予定利率毎に以下のように計算する。

$$\text{予定利息相当額} = \frac{\text{予定利息相当額加算前の予定利率}(A\%) \text{の期末未経過保険料}}{1 + \text{予定利率}(A\%)} \times \frac{\text{予定利率}(A\%)}{1 + \text{予定利率}(A\%)}$$

### 7.3.3 初年度収支残高

初年度収支残高は保険業法施行規則第70条第1項第1号に定めるものであり、保険料積立金や未経過保険料とともに普通責任準備金を構成する。

施行規則第70条第1項には、「当該事業年度における収入保険料の額から、当該事業年度に保険料を収入した保険契約のために支出した保険金、返戻金、支払備金<sup>4</sup>及び当該事業年度の事業費を控除した金額」と規定されているが、具体的には次のように算出される。

当年度勘定保険料(当年度に計上した前年度勘定保険料を含む)

－当年度勘定解約返戻金

－当年度勘定その他返戻金

－当年度勘定保険金

－当年度勘定再保険料  $\left( \begin{array}{l} \text{当年度に計上した前年度勘定保険料} \\ \text{に対応する再保険料を含む} \end{array} \right)$

＋当年度勘定再保険返戻金

＋当年度勘定再保険金

－当年度勘定支払備金

－当年度に計上した事業費<sup>5</sup>

－当年度勘定保険料中払戻しに充てる部分

---

＝初年度収支残高

初年度収支残高の考え方は、保険料が保険金および事業費をちょうど賄えたと想定される保険契約集団においては、いつの時点においても次の関係式が成立することに基づいている。

**収入保険料－決算日までに支出した保険金と事業費**

---

<sup>4</sup> IBNR備金は除く

<sup>5</sup> 減価償却費、税金、諸引当金積増額は含まない。

## ＝決算期日後の保険金と事業費に見合う保険料部分＋事業損益

したがって、初年度収支残高を積み立てる場合、当該年度契約に係る損益は初年度においては認識されず、翌年度において認識されることとなる。このような損益認識方法は、損害保険事業における伝統的な考え方である契約年度別収支計算法と同じ発想に立つものであり、初年度収支残高は2年間で締め切る契約年度別収支計算法による責任準備金であるといえる。

普通責任準備金の算出において未経過保険料と初年度収支残高のいずれか大なる方を積み立てることとされているのは、現実の事業遂行においては一事業年度内においても保険事故の発生に偏りがあるため未経過保険料のみの積立てでは保険会社の使命を果たす上で不十分であるとの考え方によるものであるとされている。

しかしながら、翌年度末において保険期間未了のものがある場合（長期契約が存在する場合）初年度収支残高法では正しい損益が算出されず、契約年度別収支計算法と異なる結果となる。また、初年度収支残高の算出においては、保険料が「当該事業年度における収入保険料」となっているために、前年度以前契約の回払契約で当年度に収入する保険料が含まれることとなる。これについては、その回払保険料に対応した発生保険金の一定割合を当年度勘定保険金に加えることで調整をしており（平成10年大蔵省告示第232号第1条）、この点でも契約年度別収支計算法とは異なっている。

### 平成10年 大蔵省告示第232号

#### （普通責任準備金）

**第1条** 損害保険会社にあつては、保険業法施行規則（以下「規則」という。）第70条第1項第1号に規定する「当該事業年度の事業費」は、保険種類ごとに、規則別紙様式第7号中の損害保険株式会社又は損害保険相互会社の損益計算書（次項において「損害保険会社の損益計算書」という。）の営業費及び一般管理費勘定、損害調査費勘定及び諸手数料及び集金費勘定にそれぞれ計上された金額のう

ち、当該保険種類に係る営業費及び一般管理費、損害調査費及び諸手数料及び集金費の合計額から、当該保険種類に係る減価償却費、税金及び退職給付引当金の積増額(引当金の繰入額から引当金の取崩額を控除した額。以下この項において同じ。)その他これらに準ずる引当金の積増額の合計額を控除した金額とする。

2 損害保険会社にあつては、規則第70条第1項第1号に規定する「当該事業年度に保険料を収入した保険契約のために支出した保険金」には、保険料を分割して收受する保険契約(以下この項において「回払契約」という。)に係る次に掲げる金額を含むものとする。

一 保険期間が1年以内の回払契約にあつては、次の算式により得られる金額

$$(L+L' -L'' ) \times S \times T$$

この算式において、L、L'、L''、S、Tは、それぞれ次の数値を表すものとする。

L 前事業年度に保険料を計上した保険契約(回払契約にあつては、第1回目の保険料を計上したもの。以下この項において同じ。)に係る当該事業年度に計上した正味支払保険金(損害保険会社の損益計算書の正味支払保険金勘定に計上されるものをいう。以下この項において同じ。)の金額

L' 前事業年度に保険料を計上した保険契約に係る当該事業年度に積み立てた支払備金(規則第72条に規定するまだ支払事由の発生の報告を受けていないが保険契約に規定する支払事由が既に発生したと認める保険金、返戻金その他の給付金を除く。以下この項において同じ。)の金額

L'' 前事業年度に保険料を計上した保険契約に係る前事業年度に積み立てた支払備金の金額

S 収入保険料(再保険契約に係るものを除く。以下同じ。)に占める回払契約に係る収入保険料の割合

T 次の表の上欄に掲げる回払契約の種類に応じ、同表の下欄に定める数値

回払契約の種類	数 値
順月2回払	1,000分の 83
順月3回払	1,000分の106
順月4回払	1,000分の235

順月5回払	1,000分の306
順月6回払	1,000分の366
順月12回払	1,000分の639
均等間隔2回払	1,000分の386
均等間隔3回払	1,000分の495
均等間隔4回払	1,000分の545

(注)1 順月払とは、回払契約において月ごとに連続して分割した保険料を支払うものをいう。

2 均等間隔払とは、回払契約において均等間隔ごとに分割した保険料を支払うものをいう。

二 保険期間が1年を超える回払契約にあつては、当該事業年度前に保険料を計上した保険契約に係る当該事業年度に計上した正味支払保険金及び当該事業年度前に保険料を計上した保険契約に係る当該事業年度に積み立てた支払備金の合計額から当該事業年度前に保険料を計上した保険契約に係る前事業年度に積み立てた支払備金の金額を控除した金額に次の表の上欄に掲げる回払契約の種類に応じ同表の下欄に定める数値を乗じて得た金額

回払契約の種類	数 値
年払	1,000分の500
半年払	1,000分の688
月払	1,000分の812

## 第1条の2 (略)

(異常危険準備金)

## 第2条 (略)

(届出)

第3条 規則第85条第1項第18号、第166条第1項第3号及び第192条第1項第2号に規定する責任準備金の額の計算をするに際し金融庁長官に届け出なければならない場合として金融庁長官が定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 損害保険会社が、第1条第2項第1号に掲げる金額の計算に当たり、同号に規定する収入保険料に占める回払契約に係る収入保険料の割合を算出した場合

二～五 (略)

## 7.4 異常危険準備金

わが国の責任準備金のうち、普通責任準備金と並んでほぼ全種目を対象として積み立てられているのが異常危険準備金である。異常危険準備金は、単年度では大数の法則が機能しないリスクのために、積立てを複数事業年度にわたり累積的に行うとともに、台風を始めとした異常災害が発生した年度に取り崩すという形態の責任準備金である。これは、自然災害等の広範囲なリスクを対象としている損害保険事業の特性に対応した制度であるといえることができる。

### 7.4.1 異常危険準備金の変遷

異常危険準備金に相当する責任準備金の積立は古くから行われていたが、きちんと明文の規定として整理されたのは1953年である。この年に法人税法施行規則に規定されて以降、主に税務上の取扱いの変更に伴い、以下のような変遷をたどってきている。

#### ① 異常危険準備金の創設

従来、国税局長の取扱通達によっていたものが、1953年の税制改正において、法人税法施行規則第14条に損害保険会社の異常危険準備金として規定された。当時の積立率は、船舶が16%、その他が10%であった。

#### ② 原子力保険と10年洗替規定の導入

ア. 1961年に原子力保険が発売されたのに伴い、その準備金の取扱いが定められた。

イ. また、同時に、10年洗替の規定が導入された。

#### ③ 租税特別措置法への移行

1965年に、異常危険準備金の規定が法人税法施行規則から租税特別措置法に移行された。その際、共済等に同様の準備金を認めるとともに、異常危険

準備金の計算は所定のグループ単位で行うこととされた。

#### ④ 自動車・新種の分離

1974年に、保険の種類により繰入率を見直し、自動車・新種を火災等から分離して新しいグループとするとともに、航空を船舶と同じグループに含めることとされた。

#### ⑤ 自動車グループの損金算入廃止

1978年に、積立率を引き下げるとともに、自動車グループについては損金算入を認めないこととされた。その際、新種の一部が火災グループへ移行された。

#### ⑥ 介護費用の分離

介護費用保険は1989年に発売され、当初自動車グループに含めて取り扱われていた。しかし、保険期間が終身で保険事故の発生が高齢期に集中するため、発売当初は損害率が非常に低く、グループ全体の損害率を引き下げるという影響があったため、1991年度より独立して計算することとされた。

#### ⑦ 火災保険の繰入率引上げ

1991年9月に日本の九州、北海道などに上陸した台風19号は風災を中心に巨額の保険損害を引き起し、火災の異常危険準備金は取崩により大幅に残高が減少した。また、その後の火災の料率改定において風水災ローディングが引き上げられた。こうした状況から、責任準備金算出方法書上は1994年度より火災保険の繰入率の引上げが行われた。

#### ⑧ 火災保険等への税制上の手当(1996年度)

1996年度税制改正において、従来より主張してきた火災保険等の繰入率の引上げが限定的ながら認められ、また、併せて洗替保証率の見直しが行われた。その内容は次のとおりである。

- ア. 火災グループの繰入率を5年間に限り3%に引き上げる。(2001年度および2004年度税制改正により3年間ずつ延長された)



イ. 火災グループの洗替保証率を1%引き下げ34%とされた。

ウ. 原子力に600%の洗替保証率が導入された。

#### ⑨ 税効果会計の導入

税務上の取扱いの変更ではないが、1999年度より税効果会計の導入が行われた。これに伴い税効果会計の導入を行う会社にあつては従来の税引ネット取引処理をグロス処理に変更することとされ、異常危険準備金についても繰延税金資産の回収可能性が見込める範囲で準備金のグロス化を行うこととされた。

#### ⑩ 火災保険等への税制上の手当(2002年度)

1996年度に見直された内容等について、更に見直しが行われた。

ア. 火災グループの洗替保証率を、2002年度は32%、2003年度は30%と段階的引下げとなった。

イ. 原子力の洗替保証率が廃止となった。また、船舶グループについても廃止となった。

#### ⑪ 自然災害リスクに対応した異常危険準備金制度の導入

税務上の取扱いの変更ではないが、2005年度より自然災害リスクに対応した異常危険準備金制度の導入が行われ、責任準備金の更なる充実が図られた。具体的には、既往の最大台風である伊勢湾台風が再度発生した場合の予想損害額などをベースに、積立上限額および毎期の繰入額の最低水準を見直している。

#### ⑫ 火災グループの繰入率引上げ

火災グループの繰入率は、2005年度に4%に引き上げられ、2013年度に5%となり、更に2019年度に6%に引き上げられた(ただし、無税積立残高が正味収入保険料の30%を超える場合の積立率は2%)。

#### ⑬ 火災グループの繰入率引上げと分割

2022年度税制改正により従来の火災グループが3分割され、繰入率は3年

間に限り次のとおり(ただし、無税積立残高が正味収入保険料の30%を超える場合の積立率は2%)。

- ア. 火災グループ(火災、風水害):10%
- イ. 貨物・運送グループ(貨物、運送、建設工事、動産総合):6%
- ウ. 賠償責任:2%

以上のほか、積立率の引下げ等の改定もあり、経過措置を含めて税務上の取扱いを整理すると次表のようになる。

(税務上の積立率の推移: %)

	1953	1957	1961	1974	1976	1977	1978	1979	1980	1982	1984	1996	2005	2013	2019	2022～
船舶G	16	11	11	11	10	9	7.5	7.5	5.5	4.5	3	3	3	3	3	3
火災G	10	7	7	7	6	6	5	4.5	3.5	3	2	3	4	5	6	10*
貨物運送 G																6*
賠償																2
自動車G	10	7	7	4	2	2	0.75	0.75	0	0	0	0	0	0	0	0
原子力	-	-	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50	50

\* 2024年度までの特例積立率  
貨物運送 G、賠償は2021までは火災 G に含む

(洗替保証率の推移: %)

	1961	1974	1976	1977	1978	1979	1980	1996	2002	2003	2022～
船舶G	80	80	74	68	62	56	50	50	0	0	0
火災G	50	50	47	44	41	38	35	34	32	30	30
貨物運送 G											30
賠償											30
自動車G	50	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原子力	-	-	-	-	-	-	-	600	0	0	0

## 7.4.2 異常危険準備金の現状

異常危険準備金の意義は既述のとおりであるが、一方で変遷の中で述べたように、税務上は無税積立の取扱いがより限定的な方向へ変更されてきている。また、その規定の仕方も唯一確としたものというより、算方書と税法とで別の規定を持ちながら、告示で両者を調整するという形を取っている。

### (1) 算方書上の規定

異常危険準備金の算出方法については算方書に規定があり、おおむね次の項目を定めている。

- ① 異常危険準備金の残高の限度(とくに限度を定めていない種目もある)
- ② 毎事業年度において異常危険準備金に積み立てる(繰り入れる)金額
- ③ 毎事業年度において異常危険準備金から取り崩す(戻し入れる)金額

すなわち、まず①については毎事業年度の正味保険料の一定割合(たとえば160%)を当該事業年度末における異常危険準備金残高の最高限度と定め、これを超えて積み立てることはできないこととされている。次に、②については当該事業年度の正味保険料の一定割合(たとえば2%)以上の金額を異常危険準備金に積み立てることとされており、繰入れの下限のみが規定されている。最後に③については、当該事業年度の正味保険金が正味保険料の一定割合(たとえば50%)に相当する金額を超えた場合に、その超えた部分の金額を取り崩すこと(異常災害取崩しという)ができる旨規定している。

### (2) 税法上の規定

税法(租税特別措置法)においても、算方書と同様に次の事項を定めている。

- ① 毎事業年度において異常危険準備金に繰り入れる金額
- ② 毎事業年度において異常危険準備金から戻し入れる金額
- ③ 10年洗替(異常危険準備金の残高の限度)

しかしながら、算方書の規定とは、次のような点で差異がある。

ア. 異常危険準備金は保険種類ごとには認識されず、グループ単位に認識される。

イ. 繰入額は最高限度を規定している。

ウ. 戻入れは義務規定である。

エ. 残高の限度は正味保険料の一定割合で定めているが、その水準は算方書に比べ著しく低い。ただし、積立後10年以内のものについては上記にかかわらず積立てが認められる。

このような算方書と税法の規定の差異は、前者が保険会社の担保力の確保を目的とするのに対し、後者が相当の蓋然性を持たないと引当金・準備金の損金性を認めないとの立場に基づくものであることから生じていると考えられる。

### (3) 異常危険準備金の規定の構成

異常危険準備金の取り扱いについては、保険業法施行規則第70条の規定を受けて平成10年大蔵省告示第232号に詳細が規定されている。

算方書と税法の規定の中には表面的には互いに矛盾するものもあるが、前者が会社計算を規定しているのに対し、後者は損金処理(無税積立て)できる金額あるいは益金処理(無税準備金の取崩し)すべき金額を定めているものであるから、それぞれ別個に計算すればいずれの規定をも満たすことが可能である。しかしながら、そうした処理は計算が二重になり事務負担が増加すること、また両規定間の差異が大きい場合は損益計算を大きく歪めること等から決して好ましいものではない。このような状況を受けて、上記告示は両規定に従いつつ統一的な処理を行うことができるように構成されている。

これらの規定の関係を整理すると、令和4年度現在、表3-2のように表される。

表3-2 異常危険準備金に関する諸規定対比表

	責任準備金算出方法書	租税特別措置法	大蔵省告示
繰入率	船舶・航空： 正味保険料の3%以上 火災： // 3.8%以上 風水害： // 2%以上 貨物・運送G： // 2%以上 賠償責任： // 2%以上 その他： // 3.2%以上 原子力： // 50%以上 保険種類別に繰入計算を行う	船舶G： 正味保険料の3%以下 火災G： // 10(2)%以下 貨物・運送G： // 6(2)%以下 賠償責任： // 2%以下 自動車G： 規定なし 介護： 規定なし 「保証」： 規定なし 原子力： 正味保険料の50%以下	①責任準備金算出方法書の最低基準額または税法限度額のいずれか多額な方を積み立てる。 ②残高率が一定率を下回る場合は所定額の150%を限度として、届出することなく積み立ててよい。 ③火災保険については、大規模自然災害リスクに伴う異常危険準備金の取崩額の期待値に相当する金額を下回らない額が最低限度額。
取崩	船舶・航空： 正味損害率の80%超 その他： // 50%超 原子力：正味保険金相当額 保険種類別に取崩計算を行う	船舶G： 正味損害率の80%超 火災G： // 50%超 貨物・運送G： // 50%超 賠償責任： // 50%超 自動車G、介護、「保証」： 規定なし 原子力：正味保険金相当額	取崩はグループの正味損害率が次の値を超えた金額。 船舶G:80%、火災G:50%、 貨物・運送G:50%、 賠償責任:50%、自動車G:50%、 介護:50%、「保証」:50%
累積限度	船舶・航空： 正味保険料の250% その他： // 160% 原子力： 限度なし 保険種類別に判定する	火災G：正味保険料の30% 貨物・運送G： // 30% 賠償責任： // 30% その他： 規定なし ただし、積立10年以内のもの は限度なし	責任準備金算出方法書の規定による。 ただし火災保険については、再現期間70年に対応する災害が発生した場合の推定正味支払保険金を下回らない額とする。

(注)

- ・ 船舶グループ(G)とは、船舶・航空をいう。
- ・ 火災グループとは、火災・風水害をいう。
- ・ 貨物・運送グループとは、貨物・運送・建設工事・動産総合をいう。
- ・ 表中の「保証」は、保証証券業務に係る保証をいう。
- ・ 自動車グループには、自動車のほか上記種目と介護費用以外の新種を含む。
- ・ 租税特別措置法の繰入率は、特例として2024年度まで火災グループで10%、貨物・運送グループで6%が適用されている。ただし、無税積立残高が正味収入保険料の30%を超える場合の積立率は2%となる。

平成10年 大蔵省告示第232号

## (異常危険準備金)

**第2条** 損害保険会社等にあつては、規則第70条第1項第2号又は第151条第1項第2号に掲げる異常危険準備金(第2号を除き、以下「異常危険準備金」という。)の金額は、前事業年度に積み立てた異常危険準備金の金額から、第1号に掲げる金額を控除し、第2号に掲げる金額を加算して計算するものとする。

一 異常危険準備金から控除する次のイ又はロに掲げるいずれかの金額

イ 別表の左欄に掲げる保険種類群の区分ごとに損害率(正味支払保険金の額を正味収入保険料の額で除して得た率をいう。以下同じ。)が同表の右欄に掲げる損害率を超える損害(以下「異常災害損失」という。)が生じた場合において、異常災害損失のうち同表の左欄に掲げる保険種類群ごとに同表の右欄に掲げる損害率を超える部分に相当する額

ロ イに掲げる金額を取り崩すことが適当でないと認められる場合には、損害保険会社等の経営の健全性を損なわず、保険契約者の保護に欠けるおそれなく合理的かつ妥当な方法により計算した金額

二 事業年度ごとに異常危険準備金に繰り入れる次に掲げるいずれかの金額

イ 保険種類ごとに、法第4条第2項第4号に掲げる書類に定める異常危険準備金の繰り入れの最低限度額(以下「最低限度額」という。)以上の額(最低限度額が租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第57条の5第1項及び同法第57条の6第1項に規定する異常危険準備金として事業年度の所得の計算上損金の額に算入することができる限度額(以下「算入限度額」という。)を下回る場合には、算入限度額以上の額。)ただし、保険契約の種類ごとに、異常危険準備金の額に当該金額を加算したときにおいて、加算後の異常危険準備金の額が正味収入保険料に法第4条第2項第4号に掲げる書類に定める異常危険準備金の上限割合を乗じた額(以下「積立上限額」という。)を超えることとなるときは、当該金額から当該超過額を控除した額(当該控除した額が零を下回る場合には零とする。)とする。

ロ イのただし書にかかわらず、積立上限額を超える積立を必要とする合理的な理由がある場合は、当該積立額

ハ ロの場合のほか、イに掲げる金額を繰り入れることが適当でないと認められる場合には、損害保険会社等の経営の健全性を損なわず、保険契約者の保護

に欠けるおそれがなく合理的かつ妥当な方法により計算した金額

- 2 規則第70条第1項第2号又は第151条第1項第2号に定める「収入保険料以外の金額を基礎とすることが合理的と認められる保険契約の種類」は火災保険とし、その前項第2号イに定める最低限度額及び積立上限額は、次の各号に掲げるとおりとする。
- 一 最低限度額は、当該事業年度に係る大規模自然災害リスクに伴う異常危険準備金の取崩額の期待値に相当する金額を下回らない額。この場合における期待値は、異常危険準備金の額が次号に定める積立上限額と一致するものとして第1条の2に定めるリスクモデルにより合理的に推計される係数を基礎として計算するものとする。ただし、当該金額の計算が困難な場合は、大規模自然災害ファンドに50/100を乗じた金額を当該金額に代えて用いることができる。
- 二 積立上限額は、リスクカーブにおける超過確率が一定のパーセンタイル値(1.4パーセント点、再現期間70年)に対応する災害(以下、「再現期間70年に対応する災害」という。)が発生した場合の推定正味支払保険金を下回らない額。
- 3 前項に定める保険種類の異常危険準備金の額が再現期間70年に対応する災害が発生した場合の推定支払保険金の額に満たない場合は、当該額に達するよう合理的な異常危険準備金の積立計画を策定し、当該計画に則して定められた額を異常危険準備金への繰入れ額としなければならない。

別表(第2条関係)

保険種類群	保険種類	残高率	異常災害損失
船舶・航空	船舶保険、航空保険	50%	損害率が80%を超える損害
火災	火災保険、風水害保険	35%	損害率が50%を超える損害
貨物・運送	貨物保険、運送保険、建設工事保険、動産総合保険	35%	損害率が50%を超える損害
賠償責任	賠償責任保険	35%	損害率が50%を超える損害
自動車・傷害・新種	自動車保険、傷害保険、新種保険(風水害保険、賠償責任保険、建設工事保険、動産総合保険、介護費用保険、原子力保険、生命再保険)	15%	損害率が50%を超える損害

	及び保証証券業務に係る保証を除く。)		
介護費用	介護費用保険	15%	損害率が50%を超える損害
保証証券業務に係る保証	保証証券業務に係る保証	15%	損害率が50%を超える損害
原子力	原子力保険	—	正味支払保険金
生命再保険	生命再保険	—	損害率が100%を超える損害

(注) 1. 残高率 = 異常危険準備金 ÷ 正味収入保険料

2. 損害率 = 正味支払保険金 ÷ 正味収入保険料

3. 正味収入保険料 = 収入保険料 + 再保険返戻金 - (再保険料 + 解約返戻金)

4. 正味支払保険金 = 支払保険金 (支払うべきことの確定したものを含む。) - 再保険金 (支払保険金のうち支払うべきことの確定したものに対応する回収すべきことの確定したものを含む。)

5. 収入保険料に払戻積立金の積立対象となる払戻しに充てるべき金額又は払戻金が含まれている場合は、収入保険料は当該金額を控除した額とする。

6. 保険期間の満了後満期返戻金を支払う旨を約した保険契約に係る収入保険料は、収入保険料のうち元受保険料については、元受保険料から満期返戻金の支払いに充てるべき金額を控除した金額のうち、危険保険料の金額の2倍に相当する金額とする。

7. 保険期間の満了後満期返戻金を支払う旨を約した保険契約に係る解約返戻金については、解約返戻金のうち満期返戻金の支払いに充てるべき金額に相当する金額を控除した金額とする。

8. 上記3にかかわらず、生命再保険の正味収入保険料の計算は、次の算式によるものとする。ただし、当該算式から再保険者事務手数料に係るものを除く。

$$\text{正味収入保険料} = \text{収入保険料} + \text{再保険返戻金} + \text{その他再保険収入} \\ - (\text{再保険料} + \text{解約返戻金} + \text{その他返戻金})$$



### 7.4.3 異常危険準備金の計算

ここでは、煩雑な説明になることを避けるため、自然災害リスクに対応した異常危険準備金以外の計算について説明し、自然災害リスクに対応した異常危険準備金は、7.4.4節で説明することとする。

#### (1) 取崩計算の仕方

異常危険準備金の計算は、保険種類ごとに行う必要があることはすでに述べたとおりである。繰入額については、保険種類ごとの金額が対象保険料の一定率をもとに自然に求められるが、取崩額については必ずしも自明のものではない。そこで実務上は、次のような基準により処理を行っている。

##### ① 会計上の取崩計算

- a. 告示の異常災害損失と算方書取崩許容額を比較し、いずれか少額な金額をグループの取崩額とする。
- b. 保険種類ごとの取崩額は、算方書取崩許容額の保険種類別構成割合をグループの取崩額に乗じて算出する。

##### ② 税務上の取崩計算

無税の積立てが認められているグループについては、更に無税の取崩計算を行う。

税務上の異常災害損失と無税残高を比較し、いずれか少額な金額を税務上のグループの取崩額とする。

##### a. 会計上の取崩額 $\geq$ 税務上の取崩額の場合

保険種類ごとの取崩額は、算方書取崩許容額の保険種類別構成割合を税務上のグループの取崩額に乗じて算出する。

保険種類ごとの会計上の取崩額が無税残高を超える場合は、有税残高を取り崩し、他の保険種目の無税残高を有税に振替処理する。

##### b. 会計上の取崩額 $<$ 税務上の取崩額の場合

会計上の取崩額まで上記①のb.に従って無税残高を取り崩す。税務上の取崩額が会計上の取崩額を上回る金額(取崩未済)は他の保険種類の無税残高を有税に振替処理し、申告調整により税務上のみ取り崩す。

以下に税務上の取崩額が発生する場合の取崩計算を二つ例示する。いずれも税務上の取崩額が生じ、一つは保険種類ごとの有無税の振替が生じる場合、もう一つは更に取崩未済が生じる場合である。

## 例7-1

### ① 会計上の取崩額

保険種類		動総	貨物	運送	グループ計
保険料	A	100	200	300	600
保険金	B	80	50	220	350
算方書の異常災害損失	C	30	0	70	
告示の異常災害損失	D				50
異常危険準備金残高	E	35	150	65	250
うち無税残高	F	( 15)	( 70)	( 15)	( 100)
うち有税残高	G	( 20)	( 80)	( 50)	( 150)
算方書取崩許容額	H	30	0	65	95
グループ計の取崩額	I				50
種目別取崩額	J	16	0	34	50

### ② 税務上の取崩額

保険種類		動総	貨物	運送	グループ計
税務上の異常災害損失	K				50
税務上の要取崩額	L				50
うち会計上の取崩相当分	M				50
上記 M の保険種類別按分額	N	16	0	34	50
振替(有税→無税)	O	1	0	19	20
振替(無税→有税)	P	0	20	0	20
取崩未済による振替	Q		0		0
取崩後異常危険残高	R	19	150	31	200
うち無税残高	S	( 0)	( 50)	( 0)	( 50)
うち有税残高	T	( 19)	( 100)	( 31)	( 150)

## 例7-2

### ① 会計上の取崩額

保険種類		動総	貨物	運送	グループ計
保険料	A	100	200	300	600
保険金	B	80	90	250	420
算方書の異常災害損失	C	30	0	100	
告示の異常災害損失	D				120
異常危険準備金残高	E	35	170	45	250
うち無税残高	F	(25)	(100)	(30)	(155)
うち有税残高	G	(10)	(70)	(15)	(95)
算方書取崩許容額	H	30	0	45	75
グループ計の取崩額	I				75
種目別取崩額	J	30	0	45	75

### ② 税務上の取崩額

保険種類		動総	貨物	運送	グループ計
税務上の異常災害損失	K				120
税務上の要取崩額	L				120
うち会計上の取崩相当分	M				75
上記 M の保険種類別按分額	N	30	0	45	75
振替(有税→無税)	O	5	0	15	20
振替(無税→有税)	P	0	20	0	20
取崩未済による振替	Q		45		45
取崩後異常危険残高	R	5	170	0	175
うち無税残高	S	( 0)	( 35)	( 0)	( 35)
うち有税残高	T	( 5)	(135)	( 0)	(140)

$C = \text{Max}(B - A \times 50\%, 0)$ (保険種類ごと)

$D = \text{Max}(B - A \times 50\%, 0)$ (グループ合計)

$$\begin{aligned}
H &= \text{Min}(C, E) \\
I &= \text{Min}(D, H) \\
J &= I \times H \text{ の構成比} \\
K &= \text{Max}(B - A \times 50\%, 0) \\
L &= \text{Min}(F, K) \\
M &= \text{Min}(I, L) \\
N &= M \times H \text{ の構成比} \\
O &= \text{Max}(N - F, 0) \\
Q &= L - M \\
R &= E - J \\
S &= F - N + O - P - Q \\
T &= R - S (= G - O + P + Q)
\end{aligned}$$

## (2) 異常危険準備金の計算例

具体例をもとに、異常危険準備金の計算手順を示す。ただし、自然災害リスクに対応した繰入・積立上限額の計算は行っていない。また、動総、貨物、運送の責任準備金算出方法書の繰入率は2%とする。

### 種目別成績および残高（例）

保 険 種 類	動 総	貨 物	運 送	グ ル ー プ 計
保 險 料	50,000	6,000	20,000	76,000
保 險 金	22,700	3,500	17,000	43,200
無 税 残 高	24,000	1,400	5,000	30,400
（内10年以前残高）	6,200	—	—	6,200
有 税 残 高	5,000	1,100	1,000	7,100
残 高 合 計	29,000	2,500	6,000	37,500

#### ① 取崩額

グループ合計の異常損害額は損害率50%を超過する部分であるから、

$$43,200 - 76,000 \times 50\% = 5,200$$

責任準備金算出方法書取崩許容額は、種目別に異常損害額と合計残高のいずれか小さい方であるから、

保 険 種 類	動 総	貨 物	運 送	グ ル ー プ 計
算 方 書 取 崩 許 容 額	—	500	6,000	6,500

この構成比で、グループ合計の異常損害額を配分して、

保 険 種 類	動 総	貨 物	運 送	グ ル ー プ 計
取 崩 額	—	400	4,800	5,200

また、税務上の取崩額も同額となる。

## ② 繰入額

貨物・運送グループの無税残高は

$$30,400 - 5,200 = 25,200$$

となる。一方、保険料に30%を乗じた金額は

$$76,000 \times 30\% = 22,800$$

となり、無税残高が保険料の30%を超えているので、無税繰入は6%ではなく2%となり、これが税務上の繰入額となる。

保 険 種 類	動 総	貨 物	運 送	グ ル ー プ 計
繰 入 額	1,000	120	400	1,520

また、責任準備金算出方法書の繰入額も同額となる。

## ③ 10年洗替

貨物・運送グループの洗替保証率は30%より洗替保証額は、

$$76,000 \times 30\% = 22,800$$

一方、繰入・取崩後のグループ計の無税残高は、

$$30,400 + 1,520 - 5,200 = 26,720$$

であるので超過額が生じ、10年以前残高と比較していずれか小さい額について10年洗替を行う。

10年以前残高は取崩額5,200を考慮すると、

$$6,200 - 5,200 = 1,000$$

よって10年洗替対象額は、

$$\min(26,720 - 22,800, 1,000) = 1,000$$

10年以前残高のある動総で、10年洗替振替額が1,000となる。

保 険 種 類	動 総	貨 物	運 送	グ ル ー プ 計
10年洗替振替額 (無税→有税)	1,000	—	—	1,000

#### ④ 割増繰入の判定

以上の結果、異常危険準備金残高は、

$$\text{無税 } 30,400 - 5,200 + 1,520 - 1,000 = 25,720$$

$$\text{有税 } 7,100 + 1,000 = 8,100$$

となる。この結果、告示に定める残高率は、実効税率35%の場合

$$25,720 + 8,100 \times (1 - 35\%) = 30,985$$

$$30,985 \div 76,000 = 40.8\%$$

であり、割増繰入の届出要件である残高率35%を超えていることから、割増繰入は行わないこととする。

以上を整理すると次のとおりとなる。

保 険 種 類	動 総	貨 物	運 送	グ ル ー プ 計
期 首 無 税 残 高	24,000	1,400	5,000	30,400
期 首 有 税 残 高	5,000	1,100	1,000	7,100
期 首 残 高 合 計	29,000	2,500	6,000	37,500
取 崩 額 ( 無 税 )	—	400	4,800	5,200
繰 入 額 ( 無 税 )	1,000	120	400	1,520
繰 入 額 ( 有 税 )	—	—	—	—
10年洗替振替 (無税→有税)	1,000	—	—	1,000
期 末 無 税 残 高	24,000	1,120	600	25,720
期 末 有 税 残 高	6,000	1,100	1,000	8,100
期 末 残 高 合 計	30,000	2,220	1,600	33,820

#### 7.4.4 自然災害リスクに対応した異常危険準備金の計算

ここでは、自然災害リスクに対応した異常危険準備金についてのみ説明する。自然災害リスクに対応した異常危険準備金の計算も各社の実態に合った合理的な方法を採用して計算することになる。以下は、普通責任準備金(未経過保険料)と同様、ユニットごとの上限額を設定し、それを目指して収入保険料のうち対応する部分を積み立てていくという考え方の例を紹介する。

##### (1) 積立上限額

異常危険準備金の積立上限額は、風災・水災・地震それぞれのリスクカーブにおける超過確率が1.4%点の正味保険金の合計額(ただし、算方書の上限額を下回らない)となる。なお、普通責任準備金計算における重要性のないユニットの取扱と同様、重要性のないユニットについての積立上限額は、たとえば対応する保険料の割合などを用いて設定することが考えられる。



ユニットを国内元受、国内受再、海外別に分けた場合、ただし国内受再・海外は重要性がないものとする。

あるべき異常危険積立上限額

$$\begin{aligned} &= \text{あるべき国内元受の異常危険積立上限額} \\ &+ \text{あるべき国内受再の異常危険積立上限額} \\ &+ \text{あるべき海外の異常危険積立上限額} \\ &= \text{国内元受リスクカーブの再現期間70年のVaR} \\ &+ \text{国内受再リスクカーブの再現期間70年のVaR} \\ &+ \text{海外リスクカーブの再現期間70年のVaR} \\ &= \text{国内元受保有リスクカーブの再現期間70年のVaR} \\ &+ \frac{\text{国内元受保有リスクカーブの再現期間70年のVaR}}{\text{国内元受保有保険料}} \times \frac{\text{国内受再保有保険料}}{\text{国内元受保有保険料}} \\ &+ \frac{\text{国内元受保有リスクカーブの再現期間70年のVaR}}{\text{国内元受保有保険料}} \times \frac{\text{海外正味保有保険料}}{\text{国内元受保有保険料}} \end{aligned}$$

注) 保有保険料＝収入保険料－支払再保険料

## (2) 繰入額

異常危険準備金の最低繰入額(最低限度額、以下「異常危険最低繰入額」)も、風災・水災・地震それぞれのリスクカーブにおける大規模自然災害が発生した場合の異常危険準備金取崩額の期待値の合計額である(ただし、算方書の最低額を下回らない。)。なお、普通責任準備金計算における重要性のないユニットの取扱いと同様、重要性のないユニットについての最低繰入額は、たとえば対応する保険料の割合などを用いて設定する必要がある。

ユニットを国内元受、国内受再、海外別に分けた場合、ただし国内受再・海外は重要性がないものとする。

異常危険最低繰入額

$$\begin{aligned}
&= \text{国内元受の異常危険繰入額} \\
&\quad + \text{国内受再の異常危険繰入額} \\
&\quad + \text{海外の異常危険繰入額} \\
&= \text{国内元受保有リスクカーブの取崩期待値} \\
&\quad + \text{国内受再保有リスクカーブの取崩期待値} \\
&\quad + \text{海外正味保有リスクカーブの取崩期待値} \\
&= \text{国内元受保有リスクカーブの取崩期待値} \\
&\quad + \frac{\text{国内元受保有リスクカーブの取崩期待値}}{\text{国内元受保有保険料}} \times \frac{\text{国内受再保有保険料}}{\text{国内元受保有保険料}} \\
&\quad + \frac{\text{国内元受保有リスクカーブの取崩期待値}}{\text{国内元受保有保険料}} \times \frac{\text{海外正味保有保険料}}{\text{国内元受保有保険料}}
\end{aligned}$$

注) 取崩期待値は、以下の算式により求める。

$$\begin{aligned}
\text{取崩期待値} &= \text{大規模自然災害ファンド(再現期間30年)} \\
&\quad - \text{大規模自然災害ファンド(再現期間70年)} \\
&\quad + \text{再現期間70年に相当する損害額} \times 1.4\%
\end{aligned}$$

なお、取崩期待値は、大規模自然災害ファンドの50%としてもよい。

### (3) 取崩額

取崩額の計算は、従来どおりの金額を取り崩すものとする。

## 7.5 危険準備金

危険準備金は、従来より生命保険会社を対象として積立てられていたが、損害保険会社においては平成19年度より新たに導入された責任準備金で、保険業法施行規則第70条第1項第2号の2および同条第5項において、次の区分で積み立てる旨、規定されている。

- ① 第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金(危険準備金Ⅳ)
- ② 予定利率リスクに備える危険準備金(危険準備金Ⅱ)

この区分は、保険業法施行規則第87条に規定されているソルベンシーマージン基準における各リスクのうち、損害保険契約の引受けに伴うリスクに対応したものである<sup>6</sup>。また、積立基準・取崩基準等については、平成10年大蔵省告示第231号に規定されている。

### 平成10年 大蔵省告示第231号

#### (定義)

**第1条** この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 普通死亡 死亡の原因を問わないすべての死亡をいう。
- 二 危険保険金額 保険金の保険契約上の額面金額から保険料積立金を差し引いた金額をいう。
- 三 災害死亡 不慮の事故による死亡をいう。
- 四 災害入院日額 災害により入院した場合の1日当たり支払われる給付金の保険契約上の額面金額を合計した金額をいう。
- 五 予定平均給付日数 保険数理に基づき計算された給付金の予定支払日数の平

<sup>6</sup> 生命保険会社については、上記2区分の他に、保険リスクに備える危険準備金(危険準備金Ⅰ)と最低保証リスクに備える危険準備金(危険準備金Ⅲ)を積み立てることとされている。

均をいう。

- 六 疾病入院日額 疾病により入院した場合の1日当たり支払われる給付金の保険契約上の額面金額を合計した金額をいう。
- 七 利差益 資産運用による実際の利回りが予定利率より高い場合に生ずる利益をいう。
- 八 死差損 実際の死亡率又は発生率が、それぞれ予定死亡率又は予定発生率より高い場合等に生ずる損失をいう。
- 九 利差損 資産運用による実際の利回りが予定利率より低い場合に生ずる損失をいう。
- 十 最低保証に係る収支残 特別勘定を設けた保険契約であって、保険金、返戻金その他の給付金(以下「保険金等」という。)の額を最低保証する保険契約について、最低保証に係る保険料から最低保証に係る保険金等を控除した額をいう。

#### (保険リスクに備える危険準備金の積立基準)

**第2条** 保険業法施行規則(以下「規則」という。)第69条第6項第1号及び第150条第6項第1号に掲げる危険準備金(以下「危険準備金Ⅰ」という。)は、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ当該各号に掲げる額の合計額以上を積み立てるものとする。

- 一 普通死亡リスク 当該事業年度末の普通死亡に係る危険保険金額が前事業年度末より増加している場合における当該増加金額に0.6/1000を乗じて得た額
- 二 生存保障リスク 当該事業年度末の個人年金に係る責任準備金(支払開始の日以後一定期間(有期であるものに限る。以下この号において「支払期間」という。)年金として支払うことを約した保険契約で、被保険者がその支払期間内に死亡した場合に、当該被保険者が生存していたとしたならば支払われた年金について、その死亡後においてもその支払期間の終了の日までその支払を継続すること又は一時金として支払うことを約したもの(以下この号において「確定年金契約」という。)であって、確定年金契約以外の保険契約に契約内容を変更できないもの)に係る責任準備金を除く。第4条第3号において同じ。)の金額が前事業年度末より増加している場合における当該増加金額に10/1000を乗じて得た額
- 三 その他のリスク 保険業法(平成7年法律第105号。以下「法」という。)第4条第2項第4号に掲げる書類により定める額

#### (第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金の積立基準)

**第2条の2** 保険業法施行規則(以下「規則」という。)第69条第6項第1号の2、第70条第5項第1号、第150条第6項第1号の2及び第151条第5項第1号に掲げる危険準備金(以下「危険準備金Ⅳ」という。)は、生命保険会社にあつては、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ当該各号に掲げる額の合計額以上を積み立てるものとし、損害保険会社にあつては、次の第1号に掲げる額を積み立てるものとする。

- 一 ストレステスト(別表のストレステストをいう。第4条の2及び第6条において同じ。)の対象とするリスク 第4条の2第1号において得られた額から前事業年度末の当該リスクの積立残高の額を控除して得た額(負値となる場合は零とする。)
- 二 災害死亡リスク 当該事業年度末の災害死亡に係る危険保険金額が前事業年度末より増加している場合における当該増加金額に0.06/1000を乗じて得た額
- 三 災害入院リスク 当該事業年度末の災害入院日額が前事業年度末より増加している場合における当該増加金額に予定平均給付日数を乗じ、これに3/1000を乗じて得た額
- 四 疾病入院リスク 当該事業年度末の疾病入院日額が前事業年度末より増加している場合における当該増加金額に予定平均給付日数を乗じ、これに7.5/1000を乗じて得た額
- 五 その他のリスク 法第4条第2項第4号に掲げる書類により定める額

**(予定利率リスクに備える危険準備金の積立基準)**

**第3条** 規則第69条第6項第2号、第70条第5項第2号、第150条第6項第2号及び第151条第5項第2号に掲げる危険準備金(以下「危険準備金Ⅱ」という。)は、規則第87条第2号又は第162条第2号に掲げる額の増加額及び利差益に5/100を乗じて得た額の合計額以上を積み立てるものとする。

**(最低保証リスクに備える危険準備金の積立基準)**

**第3条の2** 規則第69条第6項第3号及び第150条第6項第3号に掲げる危険準備金(以下「危険準備金Ⅲ」という。)は、最低保証に係る収支残の金額以上を積み立てるものとする。

**(危険準備金Ⅰの積立限度)**

**第4条** 危険準備金Ⅰの積立ては、次に掲げる金額の合計額を限度とする。

- 一 普通死亡リスク 危険保険金額に0.6/1000を乗じて得た額
- 二 生存保障リスク 個人年金の責任準備金の金額に10/1000を乗じて得た額

三 その他のリスク 法第4条第2項第4号に掲げる書類により定める額

**(危険準備金Ⅳの積立限度)**

**第4条の2** 危険準備金Ⅳの積立では、生命保険会社にあつては、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ当該各号に掲げる額の合計額を限度とし、損害保険会社にあつては、次の第1号に掲げる額を限度とする。

- 一 ストレストテストの対象とするリスク 原則として基礎率を同じくする契約区分ごとに別表の表に掲げる区分に基づき算出した額
- 二 災害死亡リスク 災害死亡に係る危険保険金額に0.06/1000を乗じて得た額
- 三 災害入院リスク 災害入院日額に予定平均給付日数を乗じ、これに3/1000を乗じて得た額
- 四 疾病入院リスク 疾病入院日額に予定平均給付日数を乗じ、これに7.5/1000を乗じて得た額
- 五 その他のリスク 法第4条第2項第4号に掲げる書類により定める額

**(危険準備金Ⅱの積立限度)**

**第5条** 危険準備金Ⅱの積立では、規則第87条第2号又は第162条第2号に掲げる額及び責任準備金の金額に3/100を乗じて得た額の合計額を限度とする。

**(危険準備金Ⅲの積立限度)**

**第5条の2** 危険準備金Ⅲの積立では、特別勘定を設けた保険契約のうち、保険金等の額を最低保証する保険契約に係る責任準備金の金額に6/100を乗じて得た額を限度とする。

**(危険準備金の取崩基準)**

- 第6条** 危険準備金Ⅰ及び危険準備金Ⅳは、それぞれ死差損がある場合において、当該死差損のてん補に充てるときを除くほか、取り崩してはならない。
- 2 危険準備金Ⅱは、利差損がある場合において、当該利差損のてん補に充てるときを除くほか、取り崩してはならない。
  - 3 危険準備金Ⅲは、最低保証に係る収支残が負の場合において、当該収支残のてん補に充てるときを除くほか、取り崩してはならない。
  - 4 その他前3項それぞれに共通する取崩基準として、前事業年度末の積立残高の額が当該事業年度末の積立限度額を超える場合は、当該超える額を取り崩さなければならない。

## 7.5.1 第三分野保険の保険リスクに備える危険準備金（危険準備金Ⅳ）

### (1) 計算対象

危険準備金Ⅳは、保険業法施行規則第87条第1号の2の「第三分野保険の保険リスク」に備えるものであり、対象となる第三分野保険商品に対してストレステストを実施することにより計算する。ストレステストは、平成10年大蔵省告示第231号第4条の2に「原則として基礎率を同じくする契約区分ごと」に行うこととされており、同告示の別表に以下の通り規定されている。

#### 平成10年 大蔵省告示第231号

##### 別表

##### I. 定義

この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

1. リスク 保険事故発生率が悪化する不確実性をいう。
2. 危険発生率 A テスト実施期間の各年度において設定される、通常の予測を超える範囲でリスクをカバーする保険事故発生率をいう。
3. 危険発生率 B テスト実施期間の各年度において設定される、通常の予測の範囲でリスクをカバーする保険事故発生率をいう。
4. ストレステスト 危険発生率 A 及び危険発生率 B を使用して、危険準備金Ⅳの算出を行うことをいう。
5. 基準日 ストレステストを行う事業年度末をいう。
6. 将来給付額 保険金の将来の支出額の累計額をいう。
7. 算出方法書 法第4条第2項第4号、第187条第3項第4号又は第220条第3項第4号に掲げる書類のことをいう。
8. 予定発生率 算出方法書に記載された、保険事故の発生率のことをいう。
9. P 予定発生率を基に算出した将来給付額をいう。
10. A 危険発生率 A を基に算出した将来給付額をいう。

11. B 危険発生率 B を基に算出した将来給付額をいう。

## II. 危険発生率の算出

危険発生率 A 及び危険発生率 B の算出にあたっては、次に掲げる基準を満たさなければならない。

1. 危険発生率は保険事故発生率が変動することによる保険金の増加を一定の確率でカバーする保険事故発生率とし、テスト実施期間(少なくとも10年間行うものとし、保険期間の残存期間が1年間を超え10年間未満の場合は当該残存期間)の各年度において、過去の保険事故の実績の推移等から適切な保険数理の方法を用いて設定すること。この場合において、以下に留意することとする。
  - ① 前事業年度までの保険事故発生の実績値を基礎として、保険契約年度を単位とし、かつ保険契約の経過年数別に保険事故が発生した年度に対応して算出すること。
  - ② 原則として基礎率を同じくする契約区分ごとに実施することとするが、給付事由及びリスク特性等の観点から同等の契約区分であれば、まとめて実施してよいこととする。なお、被保険者数が少なく統計的な取り扱いが困難な場合は、予定発生率の算出に用いたデータ等を活用するなど保険数理上適切な手法を用いて算出することができる。
  - ③ テスト実施期間の各年度の危険発生率は、前事業年度より小さい危険発生率としてはならない。
2. 危険発生率Aは、一定の確率を99%として設定すること。
3. 危険発生率Bは、一定の確率を97.7%として設定すること。

## III. 算出要領

第4条の2第1号に基づく、ストレステストの対象とするリスクに係る危険準備金 IV の積立限度は、次に掲げる基準及び表により算出するものとする。

1. ストレステストを実施するにあたっては、以下に掲げる基準のほか、保険会社等(保険会社、外国保険会社等又は免許特定法人)の取締役会において定めたリスク管理方針に従った明確な管理規定に基づいて実施するものとする。なお、ストレステストを行う方法については変更を行う合理的な理由がない場合は、継続して使用するものとする。
2. P、A及びBの算出にあたっては、以下に留意することとする。



- ① 危険発生率以外の計算基礎については、算出方法書に記載された責任準備金の計算基礎を使用する。
- ② 将来給付額は、基礎率を同じくする契約区分単位で算出する。
- ③ 将来給付額は、予定発生率又は基準日までに観測されるデータを基に設定される危険発生率に、基準日における保有契約高を基に算出方法書に記載された計算基礎を用いて算出されるテスト実施期間の各年度の保有契約高を乗じて算出するものとする。
- ④ ③の算出の際、基準日前6箇月を超えない期間において仮基準日を設け、当該仮基準日までに観測されるデータを基に設定される危険発生率と当該仮基準日における保有契約高を利用して③の算出を行ってよい。この際、当該仮基準日から基準日までの間の保有契約高、保有契約高の構成等が変化している場合には、必要に応じて補正を行うものとする。

区 分	危険準備金の額
$P \geq A$	0
$A > P \geq B$	$A - P$
$B > P$	$A - B$

3. ストレステストに使用した重要な要素は、全て完全かつ適切に文書化されていること。
4. 次に掲げる保険契約等は、ストレステストの対象外とする。
  - ① 保険期間が1年以下の保険契約(当該保険契約の更新時において保険料率の変更をしないことを約した保険契約を除く。)
  - ② 規則第212条第1項第5号に規定する傷害保険契約その他これに準ずる給付を行う保険契約
  - ③ 保険事故発生率が十分小さく、特約又は主たる給付に付随する給付であって、債務の履行に支障を来たすおそれが極めて低い保険給付

上記告示においては、ストレステストに関する基本的な枠組みが示されるにとどまっており、計算期間や対象契約の括り方等、個々の計算手順については、「取締役会において定めたリスク管理方針に従った明確な管理規定に基

づいて実施するもの」とされている。

## (2) 積立基準

危険準備金Ⅳの積立基準は、平成10年大蔵省告示第231号第2条の2に「第4条の2第1号(上記のストレステスト)において得られた額から前事業年度末の当該リスクの積立残高の額を控除して得た額(負値となる場合は0とする。)」と規定されている。

## (3) 取崩基準

危険準備金Ⅳの取り崩しは、平成10年大蔵省告示第231号第6条第1項に「死差損がある場合において、当該死差損のてん補に充てるときを除くほか、取り崩してはならない」と規定されている。この中で「死差損」は、同告示第1条において「実際の死亡率又は発生率が、それぞれ予定死亡率又は予定発生率より高い場合等に生ずる損失」<sup>7</sup>とされており、その算出方法についての法令上の規定はないが、当該年度の「既経過危険保険料－発生保険金」で計算する方法が考えられる。

なお、危険準備金Ⅳの取り崩しについて、現状の実務では取崩基準によらない取崩を行う場合は当局への届出が必要とされている。

## (4) 積立限度

積立限度額は、同告示第4条の2に「原則として基礎率を同じくする契約区分ごとに別表の表に掲げる区分に基づき算出した額(ストレステストそのものの結果)」と規定されている。

なお、上記の積立額・取崩額は、会社トータルの金額で計算を行う。すなわち、基礎率を同じくする契約区分ごとに計算した積立限度額の総和を用いて

---

<sup>7</sup> 「死差損」は、その定義に「(予定)死亡率又は(予定)発生率」とあることから、死亡リスクに限定されず、ここでは第三分野で担保する補償全般の「危険差」である。

積立額を計算し、会社トータルの死差損益がマイナスの場合にその金額を取り崩す(ことができる)。ただし、積立て・取り崩しの結果は、各社が合理的と考える方法で対象の保険種類別に配賦する必要がある。

## (5) 負債十分性テスト

上記(1)のストレステストの結果、「B(保険事故発生率の変動することによる保険金の増加を97.7%カバーする保険事故発生率を基に算出した将来給付額) > P(予定発生率を基に算出した将来給付額)」となった場合は、危険準備金Ⅳを積み立てるとともに、負債十分性テストを行う必要がある。この負債十分性テストは、保険計理人の確認業務の一環として、保険業法施行規則第80条および平成12年金融監督庁・大蔵省告示第22号の規定に基づき、実施するものである。

### 平成12年 金融監督庁・大蔵省告示第22号

#### (定義)

**第1条** この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 第三分野保険 保険業法施行規則(以下「規則」という。)第6条第1項第11号に規定する第三分野保険
- 二 負債十分性テスト 別表に掲げる基準により、将来の収支を想定し、責任準備金(保険料積立金に限る。ただし、特に必要と認められる場合は未経過保険料を含める。以下同じ。)の積立てを将来にわたって維持できるか確認すること。

#### (金融庁長官が定める基準)

**第2条** (略)

#### (第三分野保険の責任準備金の健全性の確認)

**第3条** 第三分野保険について、法第121条第1項第1号(法第199条において準用する場合を含む。次条第1項において同じ。)に掲げる事項の確認をする場合は、別表に定めるところにより選出された契約区分に関して負債十分性テストを実施した上で、併せて認定基準による確認を行うものとする。

(負債十分性テストにより追加責任準備金が必要となった場合の認定基準による確認での取扱い)

**第4条** 負債十分性テストにより追加責任準備金を積み立てる必要があると認められた契約区分(過去において追加責任準備金を積み立てた契約区分を含む。以下「追加責準契約区分」という。)がある場合の認定基準による法第121条第1項第1号に掲げる事項の確認は、当該追加責準契約区分の発生率として負債十分性テストの実施期間については負債十分性テストで用いた危険発生率を使用するものとする。

2 前項の確認においては、当該追加責準契約区分に対する責任準備金の額に対応した資産の額から責任準備金の額を控除した額が、追加責準契約区分以外の責任準備金の積立て財源として充てられないものとする。

## 別表

### I. 定義

この表において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

1. リスク 保険事故発生率が悪化する不確実性をいう。
2. 危険発生率 テスト実施期間の各年度において設定される、通常の予測の範囲でリスクをカバーする保険事故発生率をいう。
3. 基準日 負債十分性テストを行う事業年度末をいう。
4. 基準年度 負債十分性テストを行う基準日が含まれる事業年度をいう。
5. 将来給付額 保険金の将来の支出額の累計額をいう。
6. 算出方法書 法第4条第2項第4号、第187条第3項第4号又は第220条第3項第4号に掲げる書類のことをいう。
7. 予定発生率 算出方法書に記載された、保険事故の発生率のことをいう。
8. 10年国債利回り 基準日前の直近に発行された利付国庫債券(10年)の応募者利回り(保険業法第116条第2項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準(平成8年大蔵省告示第48号。以下「告示」という。)第4項に規定する応募者利回りをいう。9.において同じ。)をいう。
9. 20年国債利回り 基準日前の直近に発行された利付国庫債券(20年)の応募者利回りをいう。

10. 第1号利差率 10年国債利回り及び20年国債利回りの平均値から基準年度の翌事業年度期首における告示第5項に定める予定利率(同項の表1の第1号保険契約(以下単に「第1号保険契約」という。))に適用されるものに限る。)を減じた率と零のいずれか大きい方をいう。
11. 第2号利差率 10年国債利回りから基準年度の翌事業年度期首における告示第5項に定める予定利率(同項の表1の第2号保険契約(以下単に「第2号保険契約」という。))に適用されるものに限る。)を減じた率と零のいずれか大きい方をいう。
12. 第3号利差率 10年国債利回りから基準年度の翌事業年度期首における告示第7項に定める予定利率を減じた率と零のいずれか大きい方をいう。

## II. 危険発生率の算出

危険発生率の算出にあたっては、次に掲げる基準を満たさなければならない。

1. 危険発生率は保険事故発生率が変動することによる保険金の増加を一定の確率でカバーする保険事故発生率とし、テスト実施期間(少なくとも10年間行うものとし、保険期間の残存期間が1年間を超え10年間未満の場合は当該残存期間)の各年度において、過去の保険事故の実績の推移等から適切な保険数理の方法を用いて設定すること。この場合において、以下に留意することとする。
  - ① 前事業年度までの保険事故発生の実績値を基礎として、保険契約年度を単位とし、かつ保険契約の経過年数別に保険事故が発生した年度に対応して算出すること。
  - ② 原則として基礎率を同じくする契約区分ごとに実施することとするが、給付事由及びリスク特性等の観点から同等の契約区分であれば、まとめて実施してよいこととする。なお、被保険者数が少なく統計的な取り扱いが困難な場合は、予定発生率の算出に用いたデータ等を活用するなど保険数理上適切な手法を用いて算出することができる。
  - ③ テスト実施期間の各年度の危険発生率は、前事業年度より小さい危険発生率としてはならない。
2. 危険発生率は、一定の確率を97.7%として設定すること。

## III. 負債十分性テストを行う保険契約の区分の選出

1. 負債十分性テストを行う保険契約(次の6に掲げる保険契約等を除く。)の区分は、次の①が②を上回る契約区分(危険発生率の算出において、複数の契約区分をま

とめた場合は当該契約区分)とする。

- ① 危険発生率を基に、少なくとも10年間の将来給付額を算出したもの。
  - ② 予定発生率を基に、少なくとも10年間の将来給付額を算出したもの。
2. 将来給付額の算出にあたっては、危険発生率以外の計算基礎については算出方法書に記載された責任準備金の計算基礎を使用する。
  3. 将来給付額は、基礎率を同じくする契約区分単位で算出する。
  4. 将来給付額は、予定発生率又は基準日までに観測されるデータを基に設定される危険発生率に、基準日における保有契約高を基に算出方法書に記載された計算基礎を用いて算出されるテスト実施期間の各年度の保有契約高を乗じて算出するものとする。
  5. 4の算出の際、基準日前6箇月を超えない期間において仮基準日を設け、当該仮基準日までに観測されるデータを基に設定される危険発生率と当該仮基準日における保有契約高を利用して4の算出を行ってよい。この際、当該仮基準日から基準日までの間の保有契約高、保有契約高の構成等が変化している場合には、必要に応じて補正を行うものとする。
  6. 次に掲げる保険契約等は、負債十分性テストの対象外とする。
    - ① 保険期間が1年以下の保険契約(当該保険契約の更新時において保険料率の変更をしないことを約した保険契約を除く。)
    - ② 規則第212条第1項第5号に規定する傷害保険契約その他これに準ずる給付を行う保険契約
    - ③ 保険事故発生率が十分小さく、特約又は主たる給付に付随する給付であって、債務の履行に支障を来たすおそれが極めて低い保険給付

#### IV. 負債十分性テストの実施要領

負債十分性テストは、次に掲げる基準に基づき適切な保険数理の方法を用いて実施するものとする。実績値を用いることが規定されているものを規定どおり用いることが適切でないことが明らかな場合は、必要な補正を行うものとする。

1. 負債十分性テストを行う期間は、少なくとも10年間とする。
2. 新契約高は、見込まないものとする。
3. 事業費は、新規契約締結に係る事業費を控除した基準年度の事業費を基に保有契約の状況を反映したものとする。

4. 保険事故発生率は、危険発生率とする。
5. 死亡率は、基準年度又は基準年度を含む過去3年間の死亡率の平均とする。ただし、実績データが少なく統計的な取り扱いが困難な場合は、予定死亡率の算出に用いたデータ等を被保険者集団の特性や生存保障性を考慮した補正を行った上で、使用することができる。
6. 金利は、少なくとも次に掲げる金利シナリオを含まなければならないものとする。
  - ① 10年国債利回り(第1号保険契約(第2号保険契約のうち告示第6項の規定を適用した保険契約を含む。))にあつては、10年国債利回り及び20年国債利回りの平均値。②において同じ。)を基準年度の金利とし、翌事業年度から5年間にわたり、毎事業年度期首に、第3号利差率(第1号保険契約(第2号保険契約のうち告示第6項の規定を適用した保険契約を含む。))にあつては第1号利差率、第2号保険契約(告示第6項の規定を適用した保険契約を除く。))にあつては第2号利差率。②において同じ。)を5で除した割合ずつ低下し、以降は一定で推移させたもの
  - ② 10年国債利回りを基準年度の金利とし、翌事業年度期首に第3号利差率を2で除した割合低下し、以降は一定で推移させたもの
7. 保険契約継続率は、基準年度の保険契約継続率又は基準年度を含む過去3年間の保険契約継続率の平均とする。
8. 資産配分及び資産構成は、基準年度の資産配分及び資産構成をもとに合理的に設定したものとする。
9. 将来の株式、不動産の価格又は為替レートの変動による損益は、考慮しないものとする。
10. 配当率は、基準年度の配当率とする。
11. 負債十分性テストを行った結果、当該テスト期間中の事業年度末に必要な責任準備金の額に対応した資産の額の不足額が生じた場合は、基準年度の責任準備金が不足しているものと判断し、当該不足額の割引現在価値の最大値となるものを基準年度において追加して責任準備金を積立てる必要があることを、意見書に記載しなければならない。

上記告示の別表のⅢの規定において、負債十分性テストの対象となる契約

区分を、危険準備金Ⅳの積立額を算出するためのストレステストの対象となる契約区分(平成10年大蔵省告示第231号別表のⅢ)と合わせることにより、ストレステストと負債十分性テストとの整合が図られている。

また保険計理人は、上記の別表のⅣの11に規定されている通り、「負債十分性テストを行った結果、当該テスト期間中の事業年度末に必要な責任準備金の額に対応した資産の額の不足額が生じた場合」は、責任準備金の追加積立が必要であることを、意見書に記載しなければならない。

## 7.5.2 予定利率リスクに備える危険準備金(危険準備金Ⅱ)

### (1) 計算対象

危険準備金Ⅱは、保険業法施行規則第87条第2号の「予定利率リスク(責任準備金の算出の基礎となる予定利率を確保できなくなる危険)」に備えるものであり、その対象となるのは、払戻積立金、保険料積立金及び未経過保険料のうち、算方書における責任準備金の算出において予定利率(長期係数等に予定利率を使用しているものを含む)を明示的に使用しているもの(自賠責保険および地震保険を除く)とされている。これにより、積立保険の払戻積立金、長期第三分野保険(除く介護費用保険)の保険料積立金、介護費用保険の未経過保険料、長期火災保険等の未経過保険料などが計算対象となる。

### (2) 積立基準

危険準備金Ⅱの積立額は、平成10年大蔵省告示第231号第3条に「予定利率リスク相当額の増加額及び利差益に100分の5を乗じて得た額の合計額以上を積み立てるものとする」と規定されている。この中で「予定利率リスク相当額の増加額」とは、保険業法施行規則第87条第2号に規定されるソルベンシーマージン比率算出上の「予定利率リスク相当額」の前年対比の増加額をいう。また、「利差益」は、同告示第1条において「資産運用による実際の利回りが予



定利率より高い場合に生ずる利益」とされており、その算出方法についての法令上の規定はないが、例えば、会社トータルベースの運用利回りを予定利率リスクの対象となる責任準備金の平均残高に乗じた額から、当該責任準備金における予定利率コストを減じて算出する方法が考えられる。

### (3) 取崩基準

危険準備金Ⅱの取り崩しは、平成10年大蔵省告示第231号第6条第2項に「利差損がある場合において、当該利差損のてん補に充てるときを除くほか、取り崩してはならない」と規定されている。この中で「利差損」は、同告示第1条において「資産運用による実際の利回りが予定利率より低い場合に生ずる損失」とされており、上記(2)の「利差益」の計算において、その結果がマイナスとなった場合の金額とすることが考えられる。

なお、危険準備金Ⅱの取り崩しについて、現状の実務では取崩基準によらない取崩を行う場合は当局への届出が必要とされている。

### (4) 積立限度

危険準備金Ⅱの積立限度額は、平成10年大蔵省告示第231号第5条に「予定利率リスク相当額及び責任準備金の金額に100分の3を乗じて得た額の合計額を限度とする」と規定されている。

なお、上記の積立額・取崩額は、会社トータルの金額で計算を行う。ただし、積立て・取り崩しの結果は、各社が合理的と考える方法で対象の保険種類別に配賦する必要がある。

## 7.6 積立保険固有の責任準備金

### 7.6.1 払戻積立金

保険料または保険料として収受する金銭を運用することによって得られる収益の全部または一部の払戻しを約した保険契約については、払戻しに充てる部分を責任準備金として積み立てる。たとえば、積立保険においては、契約者から積立保険料を収受し、これを会社が運用して満期時に一定の利息を付して契約者に満期返戻金として返戻しているが、毎事業年度末には、一定の保険集団について将来支払うことと推定される満期返戻金の複利現価相当額を積み立てている。このほかに、月掛保険において払戻しをする部分や、所得補償保険の無事故戻し返戻金に充てる部分等を払戻積立金として積み立てている。

#### (1) 満期返戻金

##### ① 積立保険と満期返戻金

損害保険会社の積立保険は、保険事故に対する補償機能のほかに、保険期間が満了した契約について、満期返戻金を支払うことに大きな特徴がある。この満期返戻金の存在により、積立保険は、契約者に対して一種の貯蓄機能を提供していることになる。

##### ② 満期返戻金の性質

積立保険においては、保険期間が満了した契約に対して、保険料の払込済を条件に<sup>8</sup>、あらかじめ約定した金額が満期返戻金として支払われる。このこと

---

<sup>8</sup> 満期返戻金から差し引くことによる保険料の払込みや、自動振替貸付による保険料の払込みを含む。

は、満期返戻金が保険責任の履行による費用であって、解約返戻金のような保険料収益から控除される返戻金とは性質が異なることを示している。

また満期返戻金は、保険事故により消滅した契約に対しては支払われないことから、保険料の無事故戻しと同じ性質の返戻金と考えることができる。

こうしたことから、満期返戻金の原資たる積立保険料は、独立した預り金ではなく、積立保険の営業保険料の構成要素として、補償部分の保険料と一体のものとして位置づけられている。

## (2) 払戻積立金の意義

保険業法施行規則第70条および算方書の規定により、保険料または保険料として收受する金銭を運用することによって得られる収益の全部または一部の金額を払い戻すことを約した保険契約については、当該払戻しに充てる金額を払戻積立金として積み立てることとされている。積立保険においては、保険の補償機能のほかに、契約者から積立保険料を收受し、これを会社が運用して、保険期間が満了した場合に満期返戻金を返戻することが約定されているため、毎事業年度末にはすでに収入した積立保険料をもとに計算した所定の金額を払戻積立金として積み立てなければならない。

払戻積立金は、事業年度末有効契約に対して積み立てられる。また積み立てに際しては、前期末残高を期初に取り崩し、当期末の必要残高を新たに積み立てる洗替方式を採用している。

## (3) 払戻積立金の計算方法

### ① 過去法と将来法

長期の保険契約においては、一定の保険集団について収支相等の原則により、収入する保険料と支出する保険給付の間に、次の関係式が保険期間の任意の時点において成り立つ。

$$(\text{過去に収入した保険料の終価}) + (\text{将来収入すべき保険料の現価})$$

$$=(\text{過去の給付の終価})+(\text{将来の給付の現価})$$

これを変形すると、

$$\begin{aligned} &(\text{過去に収入した保険料の終価})-(\text{過去の給付の終価}) \\ &=(\text{将来の給付の現価})-(\text{将来収入すべき保険料の現価}) \end{aligned}$$

と表される。この式の左辺は過去の収入が支出を超えた額、右辺は将来の支出が収入を超える額を表し、いずれも当該時点において積み立てるべき責任準備金を表すものである。左辺を過去法による責任準備金、右辺を将来法による責任準備金と呼び、この式は両者が一致することを示している。

積立保険料に関してこの式を当てはめると、保険給付は通常満期時まで行われないので過去の給付の終価が零となるため、

$$\begin{aligned} &(\text{過去に収入した積立保険料の終価}) \\ &=(\text{満期返戻金の現価})-(\text{将来収入すべき積立保険料の現価}) \end{aligned}$$

となる。左辺が過去法による払戻積立金、右辺が将来法による払戻積立金である。財形貯蓄傷害保険以外の積立保険では、将来法による払戻積立金を計算し積み立てている。

## ② 平準式とチルメル式

分割払契約において、各回の収入積立保険料をとらえる際に、常に積立保険料が一定であるとする平準式積立保険料の考え方と、初年度経費を積立保険料の中で将来にわたって償却していくチルメル式積立保険料の考え方があ

る。一般に分割払の営業保険料は各回均等となるように算出されているところから、営業保険料の構成要素である積立保険料においても、各回均等として求めたものが平準式積立保険料である。これに対して損益計算における各保険料構成要素の認識方法は一義的ではなく、たとえば、平準式以外に新契約社費・募集費といった初年度経費相当額を初年度積立保険料から控除し、全期

間<sup>9</sup>に均等に再配分することにより、期間損益計算上の収益と費用の対応を図ったチルメル式積立保険料がある。

払戻積立金は、その計算に用いる積立保険料の種類に対応して、平準式払戻積立金、チルメル式払戻積立金などと呼ばれる。保険設計上支出経費が平準化されている種目については平準式払戻積立金が採用されている。

### ③ 予定利率

保険期間が長期にわたる保険契約において、履行期の異なる債権・債務を評価する際に用いる約定金利を予定利率と呼ぶ。

積立保険においては、補償部分、積立部分ともに予定利率による金利の要素を加味して保険料が算出されている。それぞれに用いられる予定利率は通常一致するが、積立特約方式の積立保険のように、補償部分と積立部分で使用する予定利率が異なる例もある。

積立部分については、会社の運用利回りが予定利率を上回った場合、満期返戻金に契約者配当金を付して返れいするスキームがとられている。このことから予定利率は、約定の最低保証金利という性格を有している。これに対して補償部分については、利差損益の調整を行わないため、予定利率は長期的にみて損益中立となる水準であることが望ましい。こうした性格の違いから、同じ予定利率であっても両者が一致しないことがあるものと考えられる。

## 7.6.2 契約者配当準備金

契約者配当を行う保険商品を取り扱っている損害保険(株)会社は、保険業法施行規則第64条の規定により、契約者配当に充てるための金額を契約者

---

<sup>9</sup> 全期間に配分する方式と、保険期間より短い期間に配分する方式がある。前者を全期チルメル方式、後者を短期チルメル方式とよぶ。損害保険においては、保険期間が比較的短いため、全期チルメル方式が採用されている。

配当準備金として積み立てている。

### (1) 契約者配当

損害保険(株式)会社の契約者配当は、積立保険について、保険期間中の運用利回りが予定利率を上回った場合に、所定の方法(基礎書類に記載した方法)により計算した金額を支払うものである。契約者配当を行う場合は、保険業法第114条および同施行規則第62条の規定に従って、公正かつ衡平な配分を行わなければならない。

### (2) 積立勘定

積立保険の契約者配当は利差配当であるから、積立保険料等の運用成果をきちんと把握することが重要である。そのため、積立保険料とその運用成果に係る勘定を他の勘定と区分して、運用対象・運用成果を把握するために、積立勘定が導入されている。そこでは、資産の分別や運用成果の把握を厳格に行うとともに、資産評価や売却損益の把握等に特別の工夫を用いることとされている。これにより、当該勘定の売却損益を価格変動準備金の対象外とすることが認められている。積立勘定に関する規定は保険業法施行規則第30条の3、第63条などにおいて規定されている。

### (3) 契約者配当準備金

#### ① 契約者配当準備金に係る規定

契約者配当準備金は、施行規則第70条および算方書の規定のほか、契約者配当との関連から保険業法および同施行規則において次のように規定されている。

#### 保険業法

#### (契約者配当)

第114条 保険会社である株式会社は、契約者配当(保険契約者に対し、保険料及び

保険料として収受する金銭を運用することによって得られる収益のうち、保険金、返戻金その他の給付金の支払、事業費の支出その他の費用に充てられないものの全部又は一部を分配することを保険約款で定めている場合において、その分配をいう。以下同じ。)を行う場合は、公正かつ衡平な分配をするための基準として内閣府令で定める基準に従い、行わなければならない。

- 2 契約者配当に充てるための準備金の積立てその他契約者配当に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

## 保険業法施行規則

### (契約者配当の計算方法)

**第62条** 保険会社である株式会社が契約者配当を行う場合には、保険契約の特性に応じて設定した区分ごとに、契約者配当の対象となる金額を計算し、次の各号に掲げるいずれかの方法により、又はそれらの方法の併用により行わなければならない。

- 一 保険契約者が支払った保険料及び保険料として収受した金銭を運用することによって得られる収益から、保険金、返戻金その他の給付金の支払、事業費の支出その他の費用等を控除した金額に応じて分配する方法
- 二 契約者配当の対象となる金額をその発生の原因ごとに把握し、それぞれ各保険契約の責任準備金、保険金その他の基準となる金額に応じて計算し、その合計額を分配する方法
- 三 契約者配当の対象となる金額を保険期間等により把握し、各保険契約の責任準備金その他の基準となる金額に応じて計算した金額を分配する方法
- 四 その他前3号に掲げる方法に準ずる方法

### (契約者配当準備金)

**第64条** 保険会社である株式会社が契約者配当に充てるため積み立てる準備金は、契約者配当準備金とする。

(以下略)

## ② 契約者配当準備金の積立方法

契約者配当準備金は、算方書に基づき、契約者配当利回りが予定利率を超えた部分を積み立てる契約者配当準備金(割当済)と、積立勘定における一般貸倒引当金の機能を持つ契約者配当準備金(未割当)の積立を行っている。また、契約者配当準備金は、払戻積立金のような洗替方式ではなく、繰入額・取崩額が規定されており、結果として期末の残高が決定される。契約者配当準備金の積立方法は、概略次のとおりである。

#### a. 契約者配当準備金(割当済)

##### ア. 要積立額

要積立額の計算は、事業年度末有効契約について、積立勘定の運用状況等から、当該事業年度の契約者配当利回りを求め、この利回りをもとに算方書で定めた方式で行う。

##### イ. 繰入額

毎事業年度末において、契約者配当準備金の要積立額から、当該事業年度終了の時ににおける前事業年度から繰り越された契約者配当準備金の額(ただし取崩しがある場合は取崩し後の金額)を控除した額を契約者配当準備金として積み立てる。

##### ウ. 取崩額

当該事業年度において、計上した契約者配当金の額を、契約者配当準備金から取り崩す。

#### b. 契約者配当準備金(未割当)

##### ア. 積立限度額

当該事業年度末の積立資産残高(払戻積立金および契約者配当準備金(割当済)の合計)の1/100を積立限度額とする。

##### イ. 繰入額

積立限度額の1/30以上の金額を契約者配当準備金(未割当)として積み立てる。



ウ. 取崩額

貸倒関連損失が発生した場合、前事業年度末の契約者配当準備金(未割当)の額を限度として取崩しを行う。

## 7.7 特殊な保険の責任準備金

損害保険会社の責任準備金のうち、地震保険と自動車損害賠償責任保険の責任準備金は、その特殊性から、他の保険種類とは異なる特別な取扱いとなっている。

### 7.7.1 地震保険の危険準備金

地震保険は、昭和39年に発生した新潟地震が契機となって昭和41年に制定された、「地震保険に関する法律」により創設された保険商品である。発生頻度が小さく巨大災害となる可能性が高い地震災害の特性、および国民福祉に資する公共性の高い商品であるという観点から、基準料率の使用、政府による再保険の引き受けといった制度面とともに、会計面においても特殊な取扱いとなっている。

地震保険の危険準備金は、地震保険に関する法律施行規則において以下のように規定されている。

#### 地震保険に関する法律施行規則

##### (地震保険責任準備金の計算方法)

**第7条** 地震保険に係る責任準備金については、保険会社は、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額(以下「正味純保険料」という。)と当該地震保険に係る資産の運用によって生じた利益(以下「資産運用益」という。)との合計額を、危険準備金として毎事業年度累積して積み立てなければならない。

- 一 各事業年度における収入保険料の額と再保険返戻金の額との合計額
- 二 当該事業年度において支払った再保険料及び解約返戻金の額と当該事業年度における事業費のうち損害調査費及び地震保険の普及促進のために支出した広告又は宣伝に係る費用(以下「広告・宣伝費用」という。)を除いた額から再保険手数料の額を控除した金額との合計額

2、3 (略)

- 4 保険会社は、各事業年度において保険金及び損害調査費を支払ったとき、支払備金を積み立てたとき、広告・宣伝費用を支出したとき又は資産運用損(当該地震保険に係る資産の運用によって生じた損失をいう。以下同じ。)が生じたときは、正味保険金(当該事業年度において支払った保険金の額から当該事業年度において収入した再保険金の額を控除した金額をいう。以下同じ。)、損害調査費、支払備金の額(前事業年度に積み立てた支払備金に対応する正味保険金及び支払備金の額を除く。)、広告・宣伝費用に相当する金額及び資産運用損の額を前事業年度から繰り越された危険準備金から取り崩すものとする。保険金及び損害調査費支払いのための借入金があるときは、当該借入金の支払利息に相当する金額についてもまた同様とする。
- 5 前項の場合において、正味保険金、損害調査費、支払備金の額、広告・宣伝費用に相当する金額及び資産運用損の額並びに支払利息相当額の合計額が危険準備金の金額を超えるときは、その超える額に相当する金額を、当該事業年度において第1項の規定により積み立てるべき危険準備金の金額から控除するものとする。この場合において、当該積み立てるべき危険準備金の金額が当該超える額に相当する金額に満たないときは、その満たない額を、翌事業年度以降において同項の規定により積み立てるべき危険準備金の金額から控除するものとする。
- 6、7 (略)

これを受けて、算方書では、危険準備金の取り崩しについて、広告・宣伝費用及び資産運用損の額以外のものは正味純保険料を累積的に積み立てた額から優先的に取り崩すものとし、広告・宣伝費用及び資産運用損の額は資産運用益を累積的に積み立てた額から取り崩す旨を規定している。後者は、1995年の阪神・淡路大震災によりあらためて地震保険の必要性が認識され、その普及を図るために使用された広告・宣伝費用は責任準備金を取り崩して対応することとされたものである<sup>10</sup>。

---

<sup>10</sup> 有税の危険準備金については、法人税等の税率の変更があった場合は、当該変更に係る調整額相当額を積み立てる(または取り崩す)

以上の規定に基づき、地震保険は収益をすべて危険準備金の積立てに回し、将来の地震災害に備えて累積的に積み立てていることになる。とはいえ、地震危険は巨大災害となる可能性が高いため常に予想最大支払額を注視し、今後ともさらなる危険準備金の充実が必要である。

(参考) 地震保険責任準備金計算表

区 分		金 額
当期末危険準備金		
当期末未経過保険料積立金		
当期末払戻積立金		
当期末責任準備金		
危 険 準 備 金 の 計 算	前期末残高	(イ) ( )
	当期中の減	
	正味支払保険金 (前事業年度に積み立てた支払備金に対応する金額を除く。)	(ロ)
	支払備金(同上)	(ハ)
	広告・宣伝費用	(ニ)
	運用損	(ホ)
	支払利息	(ヘ)
	(イ)-(ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	(ト)
	当期の繰入	
	正味収入保険料	(チ)
	前期末未経過保険料積立金	(リ)
	払戻積立金のうち払戻しを必要としなくなった部分	(ヌ)
	運用益	(ル)
	支払備金修正額	(オ)
	当期末未経過保険料積立金	(ワ)
	事業費(広告・宣伝費用を除く)	(カ)
	(チ+リ+ヌ+ル+オ)-(ワ+カ)	(ヨ)
	前期末繰入控除繰越額	(タ)
	(ト)の金額(但し、正数のときは零とする。)	(レ)
	(ヨ+タ+レ)	(ソ)
(ソ)のうち当期繰入控除できない額	(ツ)	
(ソ-ツ)(但し、負数のときには零とする。)	(ネ)	
当期末繰入控除繰越額 (ソ-ツ)の金額が負数のときは当該金額、正数のときは(ツ)とする。)	(ナ)	
全社平均実効税率の変更による繰入及び取崩 (取崩のときは負数表示とする。)	(ラ)	
当期末危険準備金(ト+ネ+ラ) (但し、(ト)が負数のときは(ネ)+(ラ)とする。)	(ム) ( )	

## 7.7.2 自動車損害賠償責任保険の責任準備金

自動車損害賠償責任保険(以下「自賠責保険」という)は、自動車損害賠償保障法(以下「自賠法」という)に基づき、自動車事故の被害者救済のために加害者の賠償資力を確保することを目的として、すべての自動車に付保が義務づけられた公共性の高い保険商品である。そのため、基準料率の使用、強制引受、解除事由の制限、自賠責保険プールを通じた責任の分担など、各種制度面において特殊な運営が行われている。

会計面についても、自賠法第28条の3において、自賠責保険事業から生じた収支差額および運用益は全額を4種類の(責任)準備金として積み立て、自賠責保険の収支が不足した場合にのみ取り崩しができる旨規定されている。これにより、自賠責保険事業からは会計上の損益が発生しない、いわゆる「ノーロス・ノープロフィット」の取り扱いとなっている。

### (1) 義務積立金

純保険料に係る責任準備金で、引受年度別に区分して第4年度末まで積み立てるものである。まず当該年度に引き受けた契約の純保険料部分の収支残を義務積立金として積み立て、翌期以降は、第2年度末、第3年度末と第4年度末まで每期それぞれの収支残を義務積立金として積み立てる。第5年度末以降は、第5年度末として一括計算するが、その収支残は次の調整準備金として積み立てる。

それぞれの年度における収支残計算は次のようにして行う。まず初年度は、当該年度における正味収入純保険料(受再正味保険料に長期予定利息を加えた金額)から正味支払保険金(受再正味保険金)および支払備金を控除する。第2年度以降は、前事業年度より繰り越した義務積立金および支払備金に、それぞれの契約年度に係る正味収入純保険料を加え、正味支払保険金および支払備金を控除して収支残高を算出する。

## (2) 調整準備金

義務積立金のうち、当該契約の初年度の属する事業年度の開始の日より5年を経過した契約年度にかかるものは、5年を経過することとなった事業年度末に調整準備金に繰り入れ、累積的に積み立てる<sup>11</sup>。

この準備金は、原則として将来の純率赤字に備えるために積み立て、この保険に係る損失の補てんに充てる場合以外は取り崩さない。

## (3) 運用益積立金

自動車損害賠償責任保険の純保険料部分の留保資金から発生する運用益を積み立てるものである。事業年度中に「運用益拠出金」を拠出した場合には、運用益積立金をその期末に取り崩す。

## (4) 付加率積立金

付加保険料部分から自動車損害賠償責任保険に要した経費を控除した付加保険料部分の収支残およびその運用益を、付加率積立金として積み立て、将来付加率部分の収支が赤字になった場合に相当額を取り崩す。

以上の準備金を積み立てることにより、自賠責保険の損益はゼロとなる。

### (参考1)

#### 自動車損害賠償責任保険 保険料及び責任準備金の算出方法書

##### 第1章 保険料算出の基礎

##### 1. 予定損害率

損害保険料率算出機構(以下「損保料率機構」という。)が主務官庁に届け出た基準料率にかかる予定損害率による。

<sup>11</sup> 有税である調整準備金については、法人税等の税率の変更があった場合は、当該変更に係る調整額相当額を積立てる(または取崩す)。運用益積立金および付加率積立金についても同様。

## 2. 予定事業費率

損保料率機構が主務官庁に届け出た基準料率にかかる予定事業費率による。

## 3. 保険料の計算

損保料率機構が主務官庁に届け出た基準料率による。

## 第2章 責任準備金算出の基礎

I 総則の規定にかかわらず、各事業年度において積み立てる自動車損害賠償責任保険の責任準備金は、1の義務積立金、2の調整準備金、3の運用益積立金及び4の付加率積立金を合計した金額を積み立てるものとする。

### 1. 義務積立金

当該事業年度の収支を契約年度ごとに区分し、次の方法により算出した収支残高の合計額(第5年度の収支残高を除く。)を義務積立金として積み立てるものとする。

- (1) 当該保険の元受契約が締結された事業年度を契約年度とし、当該契約年度にかかる部分を基準(初年度)として、順次、年度が経過するごとに第2年度、第3年度、第4年度、第5年度の区分にしたがい計算する。
- (2) 初年度においては、当該年度に収入した純保険料(受再保険(自動車損害賠償保障法第28条の4に規定する共同プール事務による保険料および保険金等の配分をいう。以下同じ。))により得た保険料から受再保険のために支払った保険金以外の金額を控除した金額。以下同じ。)に長期契約予定利息を加えた金額から、当該事業年度において当該保険契約のために支払った保険金(受再保険により支払った保険金から受再保険により得た保険金戻入れ額を控除した金額。以下同じ。)とその契約のために積み立てるべき支払備金(受再保険により支払うべき金額から受再保険により戻入れすべき保険金戻入れ額を控除した金額。以下同じ。)とを控除した収支残高。
- (3) 第2年度以降においては、それぞれの契約年度ごとに区分し、前事業年度より繰越した義務積立金及び支払備金にそれぞれの契約年度にかかる収入した純保険料を加算し、当該事業年度において当該保険契約のために支払った保険金と、その契約のために積み立てるべき支払備金とを控除した収支残高。
- (4) なお、第5年度を経過して保険金の支出及び支払備金等が発生したときは、当該契約年度にかかわりなく、第5年度の収支とみなして計算する。

### 2. 調整準備金



調整準備金は、契約年度の属する事業年度の開始の日より5年を経過した契約年度分(第5年度分)について、契約年度の属する事業年度の開始の日より5年を経過する事業年度末において、次の方法により計算して整理するものとする。

- (1) 第5年度分について前記1の(3)及び(4)に規定する方法により計算した収支残高に、本保険の収支改善のために、主務官庁の承認を得て取り崩す運用益積立金の金額を加算した収支残高を算出する。
- (2) 収支残高が黒字の場合は、当該金額を調整準備金に繰り入れる。
- (3) 収支残高が赤字の場合は、赤字相当額を既に積み立てた調整準備金から取り崩す。なお、取り崩すべき調整準備金がない場合には、当該取り崩すことができない赤字金額を、調整準備金に赤字で繰り入れる。
- (4) 法人税等の税率の変更があった場合には、当該変更に係る調整額を調整準備金に繰り入れ又は調整準備金から取り崩すものとする。
- (5) 調整準備金は、(3)、(4)及び本保険にかかる損失の補てんにあてる場合のほか取り崩さないものとする。

### 3. 運用益積立金

- (1) 当該事業年度における運用益は、別に定める方法によって算出された額とする。
- (2) 算出額が黒字の場合は、当該金額を運用益積立金として累積的に積み立てる。
- (3) 算出額が赤字の場合は、赤字相当額を既に積み立てた運用益積立金から取り崩す。なお、取り崩すべき運用益積立金がない場合には、当該取り崩すことができない赤字金額を運用益積立金に赤字で繰り入れる。
- (4) 法人税等の税率の変更があった場合には、当該変更に係る調整額を運用益積立金に繰り入れ又は運用益積立金から取り崩すものとする。
- (5) 運用益積立金は、(3)、(4)及び主務官庁の承認を得た場合のほか、取り崩さないものとする。

### 4. 付加率積立金

- (1) 各事業年度における自動車損害賠償責任保険の社費の収支については、別に定める方法により計算した金額が、黒字の場合には当該黒字残高に相当する額を付加率積立金として積み立てるものとし、赤字の場合には当該赤字残高に相

当する額を付加率積立金から取り崩すものとする。なお、取り崩すべき付加率積立金がない場合には、当該取り崩すことができない赤字金額を付加率積立金に赤字で繰り入れる。

(2) 法人税等の税率の変更があった場合には、当該変更に係る調整額を付加率積立金に繰り入れ又は付加率積立金から取り崩すものとする。

(3) 付加率積立金の赤字残高は、主務官庁の承認を得て、調整準備金残高から補てんすることができるものとする。

以 上

(FSAの HP 掲載「自動車損害賠償責任保険審議会資料」より転載)

(参考2) 自動車損害賠償責任保険責任準備金計算表

区 分		合計	年 度 (第1年度)	年 度 (第2年度)	年 度 (第3年度)	年 度 (第4年度)	年 度 (第5年度)
義 務 積 立 金	前期繰越義務積立金						
	前期繰越支払備金						
	正味収入純保険料						
	正味支払保険金						
	当期積立支払備金						
	差引収支残高						
	運用益積立金当期取崩額						
	自賠償特別会計						
	運用益当期収入額						
当期末義務積立金	①						
			(法人税等 相当額)	(差引)			
調 整 準 備 金	前期繰越		( )	( )			
	当期取崩		( )	( )			
	当期繰入		( )	( )			
	税率変更による取崩・繰入額		( )	( )			
	当期末調整準備金	②	( )	( )			
運 用 益 積 立 金	前期繰越		( )	( )			
	当期取崩		( )	( )			
	当期繰入		( )	( )			
	税率変更による取崩・繰入額		( )	( )			
	当期末運用益積立金	③	( )	( )			
付 加 率 積 立 金	前期繰越		( )	( )			
	当期取崩		( )	( )			
	当期繰入		( )	( )			
	税率変更による取崩・繰入額		( )	( )			
	当期末付加率積立金	④	( )	( )			
当期末責任準備金 ①+②+③+④			( )	( )			